

大東市子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|--------------------------------|-------------------|-------|--|---|---|-------|--|
| 基本目標1 子育てと仕事を両立できる社会づくり | | | | | | | |
| (1) 保育サービスの充実 | | | | | | | |
| ① 保育ニーズの多様化への対応 | | | | | | | |
| ①-1 | 教育・保育事業の充実 | 保育課 | 保護者が働いていたり、病気の状態であるため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育します。 子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また社会性や主体性を育めるように教育・保育内容を充実します。 認可保育所を新設し、0～2歳における保育ニーズへの対応を図ります。 | 保育の質の向上を目的に、実技、保育内容等、多岐における研修を開催して、公民保育関係者の参加を促す。 | 毎回、公民問わず多くの保育士・保育教諭が参加している。 | 1 継続 | 保育士等が新しい情報を吸収し、学び、保育の質の向上に努める必要がある為。 |
| ①-2 | 地域型保育事業の実施 | 保育課 | 3号認定の保育ニーズに対応するため、小規模保育を中心とした地域型保育事業を実施します。 | 市内に4か所の小規模保育施設を開設した。 | 現状は待機児童ゼロを達成しており、保育ニーズは一定対応できていると考える。 | 1 継続 | 今後の人口推移や出生率に注視しながら、方向性については検討する。 |
| ①-3 | 認定こども園事業 | 保育課 | 幼稚園および保育所において可能な限り幼保連携型認定こども園への整備を進め、利用定員の拡充に努めます。 | 市内の保育所・幼稚園15施設が認定こども園へ移行した。 | | 1 継続 | 今後の人口推移や出生率に注視しながら、方向性については検討する。 |
| ①-4 | 病児・病後児保育 | 保育課 | 保育所に通っている児童で、集団保育ができない病児・病児回復期にあって、かつ、保護者の勤務(就労)の都合により、家庭で育児を行うことが困難な児童を、保護者に代わって保育します。 住道駅周辺において、新たに1箇所整備することにより、病児保育の充実を図ります。 | 平成30年12月に市東部において、病院併設型病児保育施設を新設し、市内2か所で病児・病後児の対応を行っている。 | 新設された病児保育施設の利用率が低く、既存の施設への負担が大きくなっているため、利用率のバランスを図る必要がある。 | 1 継続 | 新設した病児保育施設について市民への周知を進め、市内2か所体制で病児の保育ニーズの受け皿となるようにする。 |
| ①-5 | 障害児保育 | 保育課 | 保育に欠ける障害のある児童であって、集団保育が可能で日々通所できる児童の保育を行います。 | 平成30年度においては、保育所等20施設で障害のある児童の保育を実施した。 | 増加傾向にある障害のある児童の保育需要への対応 | 1 継続 | 保護者の就労支援の必要があるため。 |
| ①-6 | 時間外保育 | 保育課 | 午後6時から7時まで延長保育を行い、保護者の就労を支援します。 | 市内の全ての保育所、認定子ども園、小規模保育施設、公立幼稚園で延長保育を行っている。 | | 1 継続 | 多様な保育ニーズに対応するため、今後も事業を継続する。 |
| ①-7 | 休日保育 | 保育課 | 満1歳以上の就学前の子を対象に土曜日・日曜日および国民の祝日の9:00～17:00に保育を行います。 | キッズプラザにおいて、休日保育を実施している。 | | 1 継続 | 多様な保育ニーズに対応するため、今後も事業を継続する。 |
| ①-8 | 放課後児童健全育成事業 | 生涯学習課 | 昼間、就労等の理由により保護者のいない児童に対して、健全育成が図れるよう、衛生および安全が確保された施設を備えた適切な遊び場や生活の場を提供します。 | 大東市社会福祉協議会が指定管理者(指定期間:平成30年度～34年度)として、12小学校、26教室の放課後児童クラブを運営している。 | 待機児童はゼロだが、入所児童数が増加しており、場所や支援員の拡大が課題である。 | 1 継続 | 昼間、就労等の理由により保護者がいない児童に対して、健全育成が図れるよう、安心、衛生及び安全が確保された施設を提供するため。 |
| ①-9 | 認可外保育所支援事業 | 保育課 | 認可外保育施設において実施している事業について、利用者や事業者に対する情報の提供に努めます。 | 市ホームページに認可外保育所の情報を掲載し、また対象施設のホームページへのリンクを貼り、情報提供に努めている。 | | 1 継続 | |
| ①-10 | 事業所内託児施設の設置促進 | 産業労働課 | 子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所に対して事業所内託児施設助成金についての周知を行います。 | パンフレット等を掲示し、市役所に来庁された事業者を中心に、周知を図っている。 | 来庁者以外には周知しきれていないところがある。 | 1 継続 | より一層周知を図るため、継続する。 |
| ② 保育の質の向上 | | | | | | | |
| ②-1 | 保育所における苦情処理体制の確立等 | 保育課 | 保育サービスの質の向上を図るため、苦情相談窓口の充実に努めます。 | 公立保育所すべてに苦情相談窓口を設置 | 苦情受付は所長補佐、相談員は所長であるということを利用者に周知するためにポスターの提示をしている。 | 1 継続 | 児童が安心して保育を受けられる環境の保持のために、苦情を速やかに解決する必要があるため。 |
| ②-2 | 保育所施設整備事業 | 保育課 | 保育所等について、快適な保育の場を提供できるよう施設の整備・維持管理に努めます。 | 快適な環境整備のために遊具の点検、管理等、毎月の危機管理委員会では報告し合っている。 | 公立保育所の老朽化の進行 | 1 継続 | 児童の生活環境を整える必要があるため。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-----------------------------|---------------------------|--------|---|---|--|-------|---|
| (2)子育てと仕事の両立のための環境整備 | | | | | | | |
| ①子育てしやすい職場環境づくりの促進 | | | | | | | |
| ①-1 | ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発 | 産業労働課 | | パンフレット等を掲示し、市役所に来庁された事業者を中心に、周知を図っている。 | 来庁者以外には周知しきれていないところがある。 | 1 継続 | より一層周知を図るため、継続する。 |
| | | 人権啓発室 | 一人ひとりが潤いのある生活の実現に向けて、今後も引き続き市民をはじめ事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を進めます。 | 市内企業(主に製造業)と連携した体験学習の実施。 ハローワーク門真との共催による就労のマッチングや就業相談の実施。 就職困難者向けに、市内3か所に地域就労支援センターを設置。 | 男女共、仕事、家庭生活、地域・個人の生活それぞれの優先したい希望と現実に、まだまだギャップが生じている。 | 1 継続 | 課題である、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスの実現のために、引き続き取り組みが必要であるため。 |
| ①-2 | 育児休業法の周知徹底 | 産業労働課 | | パンフレット等を掲示し、市役所に来庁された事業者を中心に、周知を図っている。 | 来庁者以外には周知しきれていないところがある。 | 1 継続 | より一層周知を図るため、継続する。 |
| | | 人権啓発室 | 育児休業について、取得率の向上や男性の取得促進などに向けて、情報提供を行うとともに、事業者へ働きかけます。 | 育児・介護休業法に改正があった場合は、他機関が作成したパンフレットなどを市内各地に設置している。また、他機関から情報提供があった時は、大東市事業所人権推進連絡会会員にも随時情報提供するなど、資料による啓発を行っている。 | 大東市事業所人権推進連絡会加入事業所については、資料等を送付しており周知しているがどこまで活用されているか不明であり、非加入事業所へは情報提供自体が難しい。 | 1 継続 | 本市職員の育児休業取得率もまだまだ低い現状であり、引き続き根気強く周知を行うとともに、より直接的な事業所への働きかけについて方策を検討していく必要があるため。 |
| ①-3 | 労働時間の短縮など労働形態についての要請 | 産業労働課 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、母子家庭の母親をはじめ高齢者や障害のある人が就労の拡大ができ、ゆとりある生活の確保などが行えるよう、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなど企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業者への働きかけを行います。 | パンフレット等を掲示し、市役所に来庁された事業者を中心に、周知を図っている。 | 来庁者以外には周知しきれていないところがある。 | 1 継続 | より一層周知を図るため、継続する。 |
| ①-4 | 各種制度導入奨励金の周知・活用の促進 | 産業労働課 | 育児・介護費用助成金、看護休暇制度導入奨励金、育児両立支援奨励金、育児休業代替要員確保等助成金、育児休業取得促進奨励金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度等について、市民および事業所に周知し、活用の促進を図ります。 | パンフレット等を掲示し、市役所に来庁された事業者を中心に、周知を図っている。 | 来庁者以外には周知しきれていないところがある。 | 1 継続 | より一層周知を図るため、継続する。 |
| ②多様な働き方への支援 | | | | | | | |
| ②-1 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 | 子ども支援課 | 母子家庭の母または父子家庭の父が自立に向け職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講修了後に、受講のために支払った金額の20%に相当する額(4,001～100,000円の範囲内)を支給します。 | 実績(件数) H27:1 H28:4 H29:6 H30:0 | より多くの方に利用いただけるようにPRを推進するとともに、申請等に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ②-2 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 | 子ども支援課 | 母子家庭の母または父子家庭の父に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の養成機関において2年以上のカリキュラムを受講し対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者が対象となります。 | 実績(新規件数) H27:4 H28:3 H29:2 H30:5 | より多くの方に利用いただけるようにPRを推進するとともに、申請等に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ②-3 | 起業支援 | 産業労働課 | だいたい産業活性化センターにおける起業支援として継続して施設の周知を図ります。 | 大東ビジネス創造センター D-Bizにて、起業相談を随時実施している。 | 大東ビジネス創造センター D-Bizの利用者からは良い評価を受けているが、まだ利用されていない事業所もある。 | 2 充実 | 成功事例集を作成し、大東ビジネス創造センターD-Bizの周知を図る。 |
| ②-4 | 雇用・就労情報の提供 | 産業労働課 | 関係機関と連携し、雇用や就労関係の情報提供に努めます。 | 地域就労支援センターにて、随時相談を行っている。 | 相談ニーズには一定対応できると考える。 | 1 継続 | 相談者数や世間の動向に注視しながら、検討していく。 |
| ②-5 | 労働相談 | 産業労働課 | 女性を含む労働者の労働条件の改善や相談について、随時相談を実施します。 | 産業振興課窓口にて、随時相談を行っている。 | 相談ニーズには一定対応できると考える。 | 1 継続 | 相談者数や世間の動向に注視しながら、検討していく。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|--------------------------------|--------------|-------|---|--|---|-------|--|
| ③男性・子どもへの啓発の取り組み | | | | | | | |
| ③-1 | 男女共同参画意識の啓発 | 人権啓発室 | 男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、家庭生活への男性の参画についての意識啓発を進めます | 男女共同参画啓発講座を定期的に開催。 生涯学習センター(アクロス)での男女共同参画関連図書を紹介。 | 性別役割分担に否定的な意識の人が増えているが、社会全体の男女平等感では男性優遇と感じる人の割合が高い状況は変わっていない。 | 1 継続 | 課題について、市が行う取り組みに対する認知率が低く、引き続き広報・啓発と、男女共同参画の意識づくりに一層取り組む必要があるため。 |
| | | 教育政策室 | | 「大東市人権教育推進指針」により、各学校園において固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、すべての教育活動において男女平等教育を推進している。 | 各学校園において、男女平等教育の取組みが進んでいる。今後、性的マイノリティにおける教育を推進していく必要がある。 | 1 継続 | 性的マイノリティを含む男女平等教育においては、各学校園において意識の高まりが見られるため。ただし、性自認についての理解は今後も取組みを見直し、よりよいものにしていく必要がある。 |
| ③-2 | 育児休業制度の周知徹底 | 人権啓発室 | 職業生活と家庭生活との両立の推進のため、男女が共に子育てに関わり、女性だけが子育てに負担を感じないよう、男性も取得できる育児休業制度等について広報誌や講座での周知を図ります。 | パンフレット等を掲示し、市役所に来庁された事業者を中心に、周知を図っている。 | 来庁者以外には周知しきれていないところがある。 | 1 継続 | より一層周知を図るため、継続する。 |
| | | 産業労働課 | | 育児・介護休業法等のパンフレットを市内各地に設置するなど、資料による啓発を行っている。 | 男性の取得率は年々上昇傾向だが、女性に比べるとまだまだ低い。 | 1 継続 | より直接的な事業所への働きかけと、講座の開催等を行い、制度の周知徹底が引き続き必要であるため。 |
| ③-3 | 両親教室 | 地域保健課 | 夫婦で安心して出産を迎えられるような情報提供や人形を使つての沐浴実習、アドバイスを行います。 出産後の健康や父親も参画する子育てについて楽しく学びます。平日コースや土曜日コースなど、夫婦で参加しやすい日程を設定し、父親も子育てに参加する意識を妊娠前から持てるように支援します。 | 開催回数18回(うち休日9回) 受講延数:女性199名、男性130名 | 受講延数は増加。 産婦人科で実施する内容とのすみわけを考えていく必要あり。 | 1 継続 | 現状、沐浴実習等ニーズの高い内容にし受講者数も増加しているが、今後は受講者の交流等をメインにした内容も検討する。 |
| ③-4 | 男女平等教育 | 教育政策室 | 次代を担う子どもたちに対して、発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 小学校では家族の一員としての仕事調べから性別役割分担を考え、「男らしく、女らしく」から「自分らしく」の取り組みへと進めます。 中学校では2年生の職業体験学習や職業観にある性差の問題や、将来、子育てをしながらも仕事を続けることができるための社会的なシステム等について学習を進めます。 | 男女平等教育について、9年間を見通したカリキュラムづくりを進めている。中学校における職業体験学習は複数日実施し、効果をあげている。大東市人権教育推進校においては、テーマを設定して取り組んでいる学校がある。 | 各学校園において、発達段階に応じた教育がおこなわれている。今後、キャリア教育とも関連付けながら、さらに推進していきたい。 | 1 継続 | 男女平等教育については各学校園で計画的におこなわれている。さらにキャリア教育と関連付け、キャリア発達を促すことにより、より効果が上がると思われるため。 |
| 基本目標2 子どもが心豊かに育つ学習環境づくり | | | | | | | |
| (1)就学前保育・教育の充実 | | | | | | | |
| ①就学前保育・教育内容の充実 | | | | | | | |
| ①-1 | 人権教育の推進 | 保育課 | 子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所、市立幼稚園での人権教育の研究と実践に努めます。 | 思いやりの心を育てる、命の大切さを深める絵本などの教材を利用したり、ことあるごとに皆で話し合う機会を設けたりしながら、一人一人を大切に認め合っていく保育を実施している。 | | 1 継続 | 児童の育成にあたり心を育てることが保育の基盤となるため。 |
| | | 教育政策室 | | 様々な人権課題について、各学校園にて担当者を決め、人権教育の研究と実践を推進している。 | 学校園によって取組みに差が見られるため、必要に応じて指導助言をおこなっている。 | 1 継続 | 新たな人権課題の推進を中心に、人権教育を継続的に取り組んでいく必要があるため。 |
| ①-2 | 情操教育、体験学習の推進 | 教育政策室 | 各幼稚園において、「教育要領」に基づき、子どもが豊かな感性や創造力を養うとともに、社会性や主体性を育てる保育・教育を推進します。 | 研修等を通じて、「教育要領」に基づいた保育・教育の充実ができるよう園内研修費用を確保している。 | 様々な形態での研修等を通じて、園全体で保育・教育の充実を図っている。 | 1 継続 | より充実した保育・教育を通して、園児の健やかな成長につながるよう、引き続き取り組む。 |
| ①-3 | 幼稚園児と地域との交流 | 教育政策室 | 行事等を通じて地域の小学生や高齢者等との交流を図ります。 | 各園にて近隣の小学校との交流や行事へ地域の高齢者を招く等取り組んでいる。 | 園児の発達過程で、得るものが大変大きい。 | 1 継続 | 交流を通して得るものが大変多く、継続して取り組むとともに、内容の充実を図りながらより良い交流の仕方を模索する。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|--------------------|-----------------|-------|---|--|--|-------|---|
| ①-4 | 保育所地域活動事業 | 保育課 | 地域の就学前児童に対し、園庭開放を行ったり、園の行事で異年齢児との交流を行います。 老人クラブ等において、高齢者との交流を促進します。 | 多岐にわたる研修、研究会への参加を促進するとともに、市主催の研修を年に8回～10回ほど開催して公民保育関係者の参加を呼びかける。また、保育所では月に1回職員参加の人権に関する取り組みを行っている。 | 児童に対しては、命の大切さや、人に対しての思いやりの気持ちが育つよう、絵本や、紙芝居、クラスでの話し合いを通して、働きかけている。 | 1 継続 | やさしさや、思いやりの心のある人の育成が保育の上でも必要のため。 |
| ①-5 | 職員研修の実施・参加 | 保育課 | 研修を通じ、保育所において、子どもが命の大切さや多様性を認め合えるように、また、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。 | 多岐にわたる研修、研究会への参加を促進するとともに、市主催の研修を年に8回～10回ほど開催して公民保育関係者の参加を呼びかける。また、保育所では月に1回職員参加の人権に関する取り組みを行っている。 | 児童に対しては、命の大切さや、人に対しての思いやりの気持ちが育つよう、絵本や、紙芝居、クラスでの話し合いを通して、働きかけている。 | 1 継続 | やさしさや、思いやりの心のある人の育成が保育の上でも必要のため。 |
| | | 教育政策室 | 幼稚園の保育・教育内容の充実を図るため、幼稚園教員の各種研修会・研究会への参加を促進します。 | 新規採用者がいるときには、新規採用者研修を実施している。年間を通じて、研修を実施している。教育研究フォーラム等における研修の実施している。 | 現状は、新規採用者研修は、新規採用者がいるときに限られている。また、年間の必要に応じて研修ができています。 | 1 継続 | 子ども一人ひとりのニーズに応じた対応がより一層求められるようになっているため、今後も継続した研修が必要である。 |
| ①-6-1 | 幼稚園、保育所と小学校との連携 | 教育政策室 | 就学前幼児を小学校に招き、学校見学や在校生との交流等の行事を通して、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを図ります。 | 各校において、学校見学や給食体験その他行事を通じて交流を行い、小学校生活がスムーズに行えるよう工夫している。 | 必要かつ効果的な取組と捉えているが、時期や日程の調整が難しい。 | 1 継続 | 小学校生活をスムーズにスタートするために重要な取組であるものとして継続するとともに、より効果的なものとなるよう好事例を紹介するなどしていく。 |
| ①-6-2 | 幼稚園、保育所と小学校との連携 | 教育政策室 | 就学前健診とも兼ねる等、多くの幼児が参加できるように、日程調整を進めます。 | 就学前幼児を小学校に招き、学校見学や在校生との交流等の行事を通して、入学後のスムーズな学校生活につながるよう取り組んでいる。 | 就学前機関との連携の重要性については各小学校とも意識は高い。 | 1 継続 | スムーズな小学校生活のスタートに向けて、重要な取組であるものとして継続する。内容や日程については、早い時期から調整していくようにする。 |
| (2) 学校教育の充実 | | | | | | | |
| ① 教育内容の充実 | | | | | | | |
| ①-1 | 確かな学力の向上 | 教育政策室 | 確かな学力を育てるため、授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。 校内での研修に指導主事を派遣し、授業改善に向けた指導、助言に努めます。 | H27～H29は学力強化プロジェクトチーム、H30からは授業力向上支援チームが各小中学校へ授業力向上の訪問指導を行った。指導主事担当校訪問により、経験の少ない教員等の指導を行った。 | チーム員による訪問指導により授業力の向上はみられるものの、全国学力・学習状況調査の結果についてはまだ課題がある。 | 2 充実 | 教員の入れ替わりによる授業力の停滞を防ぐためにも、授業力の向上こそが学力の向上につながるものであるという認識のもと、より一層学校への訪問指導を行う必要がある。 |
| ①-2 | 情報教育の充実 | 教育政策室 | 小・中学校のパソコン教室のパソコン機器およびネットワークを活用し、児童生徒の情報機器活用能力や情報モラルの育成に努めます。 | 小・中学校のコンピュータ教室のノートPCをタブレットPCに変え、教員と児童・生徒が教室でPCが使用できるようにICT環境整備を実施した。 | PCが教室や校外で使用できることでICT活用が広がった。小学校に関しては、プログラミング教育と関連させて推進させることが課題である。 | 1 継続 | 2020年度からのプログラミング教育の実施、またICT教育の充実を図るため、よりICT環境の整備が必要であるため。 |
| ①-3 | 道徳教育の充実 | 教育政策室 | 道徳の時間および教育活動全般を通しての道徳教育の充実を図り、倫理観や豊かな心の育成に努めます。 教育内容の充実のため、教職員等に対し、道徳教育に関する研修会を実施します。 | 年に2回程度、教職員に対して研修を実施した。 | 平成30年度より小学校、令和元年度より中学校において教科として、概ね円滑に進めることができています。 | 1 継続 | 評価の方法については、指導する教員によりばらつきが見られる。今後も指導と評価の一体化をめざし研修を続けていく必要がある。 |
| ①-4-1 | 体育授業の充実 | 教育政策室 | 「めあて学習」を推進するとともに、友だちのめあてを知り、ともに学習することで仲間意識の向上につなげます。 | 授業の中で本時のめあてを示し、そのめあてを達成できたかどうかをふりかえりて確かめる授業を推進した。 | 小・中学校において、学び合う授業づくりが推進され、仲間とともに学びを深める授業が多く見られるようになった。 | 1 継続 | 仲間どうしの協同意識の向上は見られるものの、体力・運動能力の向上においては依然課題が残る。 |
| ①-4-2 | 体育授業の充実 | 教育政策室 | 小・中学校研究会「体育専門部会」において、体育授業の充実に向けた研究を推進します。 | | | | |
| ①-5 | クラブ・部活動の充実 | 教育政策室 | 各小・中学校において、地域人材の活用を推進し、クラブ・部活動の活性化を図ります。 | 小・中学校のニーズに合わせ、地域人材等を配置した。 | 各校において、地域人材の活用を推進することができている。 | 1 継続 | 学校での地域人材活用の需要は高く、引き続き人材の配置を続ける必要がある。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-------------------------|-------------------|-------|---|--|---|----------|--|
| ①-6 | 各中学校における職業体験学習の充実 | 教育政策室 | 中学校において職業体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。 | 毎年、第2学年において、職業体験を複数日設定し、実施できている。 | 貴重な社会体験が得られている。キャリア発達の視点で系統的に進めていくことが必要。 | 1 継続 | 職業体験を行う日のみならず、その前後での丁寧な取組を続け、生徒のキャリア形成につなげたい。 |
| ①-7 | 労働観や自立心の育成 | 教育政策室 | 小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じて、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。 | 9年間を見据えたカリキュラムを各中学校区において作成している。 | 特に小学校において、計画的な取組をおこなっていく。 | 2 充実 | キャリア発達を促す内容となるよう、これまでの取組を見直していく必要があるため。 |
| ①-8 | 進学、就職等の適切な指導 | 教育政策室 | 生徒および保護者へ適切な助言、指導が行えるよう、関係機関との連携を強化し、進路説明会および進路相談を行い、進路指導の充実を図ります。 | 各中学校を中心に、進路説明会や進路相談などを通じて、進路指導と適切な情報提供を行っている。 | 不登校や、外国籍、障害のある生徒など、ニーズの多様化に対応していくことが必要。 | 1 継続 | 今後も個別のニーズに応じた、多様な進路指導がより求められる。 |
| ①-9 | 子育て・家庭教育への関心の喚起 | 教育政策室 | 各校のPTA活動を通じて、子育て・家庭教育に関する啓発を行います。 | 家庭教育の関心の向上のため、家庭教育子育て講演会を開催した。 | より多くの方に参加してもらうため、HPやチラシの配布をした。 | 1 継続 | 子育て講演会の参加を促すため、今後、各種団体との連携を行いながら開催していく。 |
| ②総合的な学校力の向上 | | | | | | | |
| ②-1 | 学校支援事業 | 教育政策室 | 小・中学生の学習意欲を高め、地域に愛着を持ち地域で育つという心情を育むため、地域人材を活用し学校の総合的な教育力の向上を図ります。 学校等による取り組みを地域に情報発信します。 | 小・中学校のニーズに合わせ、地域人材等を配置した。 | 各校において授業支援員として地域人材活用することで、子どもたちにきめ細やかな支援を行うことができている。 | 1 継続 | 子どもたちの個々の課題に対し、よりきめ細やかな支援を行うためにも、引き続き人材の配置を続ける必要がある。 |
| ②-2 | 教員評価育成システム | 教育政策室 | 教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、個々の目標に基づき取り組みを進め、自身の資質向上を図りながら、子どもの教育・指導にいかします。 | 大阪府の評価・育成システムに則り運用する中で、個々の教員が設定した目標に基づき取組みを進め、資質向上を図りながら、子どもの教育・指導に活かしている。 | 評価・育成システムを活用することで、教員の資質向上につながった。 | 1 継続 | 教員のさらなる資質向上を図るため。 |
| ②-3 | 小中連携教育の推進 | 教育政策室 | 全中学校区において、「情報教育」「特別支援教育の観点からの授業改善」「授業規律・生徒指導」等をテーマに小・中一貫した指導方法の工夫を図り、全市をあげて小中連携教育の推進に取り組みます。 | 「英語教育・外国語活動」は、全中学校区において必ず取組みを実施することに加え、テーマを「特別支援教育」、「ICT活用」、「授業規律・生徒指導」、「アクセスプラン：6年生の中学校登校」、「道徳教育」、「集団づくり」の6つのうち1つを選択して実施している。 | 小中学校の教職員同士及び小中学校の児童生徒同士、また小学校の児童と中学校の教職員との交流を深めることができた。 | 1 継続 | 小中学校が連携して体系的な取組みを実施することで小学校から中学校への進学時に滑らかな接続の構築を図る必要があるため。 |
| ②-4 | 大東・まなび舎事業 | 教育政策室 | 中学校に、放課後および土曜日等の自習教室を開設し、学習支援アドバイザーを配置し、生徒の学習意欲や学習習慣の向上や自学自習力の育成を図ります。 小学校では、放課後子ども教室等で放課後の教育活動の充実を図ります。 | 中学校では年間を通じて放課後等に自習教室を開設し、自学自習力の育成に努めている。小学校では放課後に学習会の実施を行っている。 | 中学校では働き方改革のことをふまえ、土曜日における自習教室の開設が減っている。平日の放課後における自習教室では、学校の予定もあり開催回数に限りがある。 | 3 見直し・改善 | 今後は土曜日の自習教室の推進が難しい。平日の放課後を中心とするなど、学校のニーズに応じた自習教室の実施を検討する必要がある。 |
| ②-5 | 学力向上ゼミ | 教育政策室 | 小学校4年生から中学校3年生までを対象として、希望参加制(有料)の学力向上ゼミを開講し、土曜日の学習機会の拡充と確かな基礎学力の定着を図ります。 | 毎年、4会場で、年間40回の講座を実施している。 | 参加数が多く、受講に関するアンケートでも肯定的な回答が多い。 | 1 継続 | 現状では、ゼミに関して参加数も多く、成果もみられる。 |
| ②-6 | 放課後子ども教室推進事業 | 生涯学習課 | 市内全校において、放課後子ども教室を実施し、地域の高齢者や育成者の協力を得て、放課後の安全・安心な子どもの居場所や学習環境を整備します。 | 市内12小学校において、地域の高齢者や育成者や退職教員などの協力を得て、放課後に学習教室や読み聞かせ等を行っている。 | 放課後子ども教室に関わる人材について、高齢化等により確保が困難な現状である。 | 1 継続 | 放課後、児童が安全な場所で安心して、過ごせる居場所の確保や学習環境の整備をすすめていく。 |
| (3)学校・家庭・地域社会の連携 | | | | | | | |
| ①非行など問題行動の防止 | | | | | | | |
| ①-1 | 青少年健全育成市民大会 | 生涯学習課 | 本市の青少年に関わる関係機関、団体、地域住民が青少年健全育成に対して、共通の理解と認識を深める場とするために開催します。 | 毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「社会を明るくする運動強調月間」にあわせて開催している。 | 例年大会宣言の採択と、講演会を行っているが、参加者の減少が課題となっている。 | 3 見直し・改善 | 単に講演会を行うだけでなく、他市他府県の取り組みも参考にしながら今後の事業内容について検討していきたい。 |
| ①-2 | 大東・四條畷学警連絡会 | 教育政策室 | 月1回、大東市・四條畷市の中学校の生徒指導主事と四條畷警察、子ども家庭センター等の関係機関が集まり、各中学校の情報交換を行います。 | 各校の様子と取組を交流する中で、ネットトラブルや保護者対応で参考となる意見も多聞かれる。 | 校区を越えた生徒どうしのつながりや卒業生を巻き込んだ関係から、問題行動が発生している。 | 1 継続 | 子ども家庭センターや警察等、関係諸機関との連携は、今後ますます必要となってくる。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-----------------------|------------------------------|---------|--|---|--|-------|---|
| ①-3 | 非行などの問題行動や有害環境についての啓発・研修会の開催 | 教育政策室 | 子どもの生活指導・生徒指導上のような問題行動について関係機関等との連携を強化し、市民や団体などへの啓発を進めるとともに、薬物乱用防止教室、非行防止教室、エンパワメント研修等の充実を図ります。 | 薬物乱用防止教室は全小中学校、非行防止教室も全小学校にて実施予定となっており、警察や子ども家庭センターとの連携も密に行っている。 | 7月に各種啓発教室の依頼が集中し、講師の都合で希望の時期に実施できないケースもある。 | 1 継続 | 専門家を招いての啓発教室を一過性のものと捉えず、日々の教育活動の中でも継続して「正義」について指導していく。 |
| ①-4 | メディアを活用する能力の向上 | 教育政策室 | 子どもや保護者に対して、インターネット等メディアに関する注意事項について啓発していきます。 子どものメディアを有効に活用できる能力を育成するため、学校におけるICT活用教育を充実するとともに、情報モラル教育を推進します。 | 情報モラル学習教室以外にも、学校独自のメディアリテラシーに関する授業を実施している。 | スマホ所持率の高まりとネットトラブルの低年齢化が進んでいる。依存症気味の児童生徒が不登校生の中にも存在する。 | 2 充実 | 4年生以下の児童に向けた情報モラル教育をさらに推進していく。また、不登校対応担当者研修などでネット依存への正しい対応について知識を広めていく。 |
| ②子どもの相談支援体制の充実 | | | | | | | |
| ②-1 | 家庭児童相談事業 | 子ども支援課 | 本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもに対する発達検査、遊戯治療、保護者に対するカウンセリングなどを通して問題解決を図ります。 家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。 | 現在、家庭児童相談事業として、発達検査・遊戯治療・カウンセリング業務は実施していない。 子ども家庭総合支援拠点を設置するにあたり、専門職を増員、スーパーバイザーについても現状は確保ができていない。 | 子ども家庭総合支援拠点を設置し、市町村の役割が大きくなっている点から、今まで児相が担っていた役割を市町村で今後は整備も含め将来的に検討は必要。 家庭児童相談員についても、非常勤職員での雇用のため、人材確保・育成の点からも課題を要する。 | 1 継続 | |
| ②-2 | スクールカウンセラー配置事業 | 教育政策室 | 学校指導体制の中に、スクールカウンセラーを効果的に位置付け、児童生徒、保護者、教職員に対して、有効な相談活動を展開します。 | 各中学校において、クライアントの面談を行っている。校区の小中学校の相談も受けている。 | 教職員からの相談や情報共有をきっかけに、新規クライアントにつながっている。 | 1 継続 | 充実したカウンセリングが行われているため。 |
| ②-3 | 不登校児童に対する訪問支援 | 教育政策室 | 不登校児童生徒に適応指導教室での指導および家庭訪問指導を行うとともに、スクールカウンセラーや学校サポーター等による相談・支援活動を行います。 | 不登校指導員を小・中学校15校に派遣し、不登校児童生徒の支援を行っている。 スクールカウンセラーが不登校児童生徒のカウンセリングを行っている。 | 家庭訪問で登校支援を行ったり、別室登校の対応に当たり、効果的な対応ができています。 | 2 充実 | 不登校児童生徒は増加しており、さらに不登校指導員の派遣校を増やしたい。 |
| ③遊び場や居場所づくりの推進 | | | | | | | |
| ③-1 | 地域教育協議会活動の促進 | 教育政策室 | 学校・家庭・地域等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで子どもの健全育成を図ります。 | 子どもの健全育成の観点から、学校・家庭・地域が連携を強化し、地域教育の活性化を図り、教育コミュニティづくりを推進している。 | 地域教育協議会の活動を通して、学校・家庭・地域の連携が推進された。 | 1 継続 | 学校・家庭・地域の連携を推進していく上で、地域教育協議会活動は不可欠であると考えられるため。 |
| ③-2 | 安心の子ども遊び場調査・整備 | 水とみどり課 | 親子が安心して利用できるよう、都市公園の計画的な改修を進めます。 | 新田中央公園及び野崎中公園の再整備完了。 | 供用開始後20年を経過した都市公園のリニューアルをする必要がある。 | 1 継続 | 再整備が必要な公園について、検討を進めていく。 |
| ③-3 | 放課後子ども教室推進事業(再掲) | 生涯学習課 | | | | | |
| ④豊かな体験や交流機会の充実 | | | | | | | |
| ④-1 | ふれあい水泳教室 | スポーツ振興課 | 水泳を通して親子、子ども同士、親同士の交流を図るとともに、楽しみながら水に慣れ親しみ、水泳の技術向上と参加者の健康の保持増進を図ります。 | 子どもと保護者が泳力等に応じてグループを編成し、参加者全体で楽しめるゲームなども取り入れて、水慣れから泳力向上を目指す。 | 水泳を通して親子のふれあいや泳力向上が図られている。 | 1 継続 | 参加者から次年度の実施を望む声が多いことから、今後も継続する必要がある。 |
| ④-2 | 総合型スポーツクラブ事業の推進 | スポーツ振興課 | 地域で複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てをともに考えたり、交流を深めるために実施します。 | 地域住民のスポーツ活動や健康づくりの推進のための各種教室の活動を展開している。 | 本市は月1回の運営委員会に出席し、広報等の支援に努めている。 | 1 継続 | 国の指導のもと設立したクラブであり、本市としても月1回の運営委員会に出席するなど支援を行っており、地域のスポーツ振興に欠かせないため、継続する必要がある。 |
| ④-3 | 地域ファミリースポーツ大会 | スポーツ振興課 | スポーツに親しみながら地域での交流を深められるように、市域を4つ(南郷・住道・四条・深野)に分け、スポーツ推進委員を中心に、生涯スポーツの振興とニュースポーツを普及します。 | 誰もが気軽に参加でき、市民がスポーツに慣れ親しむ機会を提供している。 | ニュースポーツの中でも人気の高いカローリングとキンボール、そして、スポーツ推進委員が考案したボールdeピンゴの大会は、初めてでも一人で気軽に参加できるので市民の間に定着してきている。 | 1 継続 | 気軽に参加でき、市民にスポーツに慣れ親しむ機会を提供することで生涯スポーツの振興に寄与していることから、今後も継続する必要がある。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|--------------------------|------------------------|----------------|--|---|---|----------|--|
| ④-4 | 公民館活動の充実 | 生涯学習課 | 創意工夫、自由な表現力を養う、親子の交流、子ども同士の交流などを図るため、創作教室、料理教室、映画・人形劇鑑賞等様々な活動を実施します。 | 幼児、小学生、保護者等を対象に、公民館で夏休みやクリスマス、ハロウィンなどのシーズンを中心とした事業を実施。 | 地域の子ども会などの行事やイベントと重なり、参加が少ない時があったので、参加しやすい日時を今後検討していく。 | 1 継続 | 親子の交流や子ども同士の交流、創意工夫、自由な表現力を養うために創作教室や料理教室、映画・人形劇鑑賞等を実施していく。 |
| ④-5 | 学校施設の開放 | 生涯学習課 | 子ども会や市民団体・サークル活動の場の提供として学校施設を開放します。 | 子どもたちのスポーツを通じた健全育成を目的として、学校体育施設(校庭・プール)を開放し、安全な居場所を提供する。 | 子どもを中心とした事業ではあるが、大人たちが利用することも多く、子どもを中心とした事業であることを周知していく。 | 1 継続 | 子ども会や市民団体・サークル活動の場として、学校施設を開放し、利用してもらう。 |
| | | 学校管理課 | | 小中学校の体育館、運動場、教室を解放 | 貸出し団体が重なる事があり調整が必要 | 1 継続 | 開かれた学校を目指すため今後も継続する |
| ④-6 | 大東市子ども会育成連絡協議会の支援 | 生涯学習課 | スポーツ(ソフトボール選手権大会、駅伝大会)、文化(子ども会フェスティバル)活動、育成者研修会等への支援を行います。 | 各種スポーツ、文化活動を通して、大東市子ども会育成連絡協議会と協力して行い、単位子ども会の課題等の現状を把握しながら、子ども会活動を支援している。 | 会員数の減少や役員のなり手に困る地域があり、活動参加者数が減少傾向にあることが課題である。 | 1 継続 | ソフトボール大会や駅伝大会といったスポーツ活動、フェスティバルや作文コンクールといった文化活動、育成者研修などを通して子ども会支援を充実していく。 |
| ④-7 | 市長と語る ～まちづくり座談会～ | 政策管理課 | 市長が次世代の大東市を担う子どもたち(中学生)と直接語り合うことで、市政やまちづくり活動への関心を醸成することを目的に実施します。小学校での開催もめざします。 | | 実施した小・中学校ではまちづくりに関連する質問が多くあった。 | 3 見直し・改善 | 市内全ての小中学校での開催が終了したため。 |
| ④-8 | 青少年リーダーの育成 | 生涯学習課 | 青少年リーダーを養成し、子ども会活動の企画・運営等への青少年の参画を促進するとともに、まちづくり活動への参画を促進します。 | 小学5年生を対象としたジュニアリーダー講習(JL)や小学6年生～中学3年生を対象とした大東アドベンチャークラブ(DAC)などで、異なる学区や年代と集団で活動することで、青少年リーダーの育成を行っている。 | JLからDACへ、その後引き続き、高校生向けのシニアリーダーや大学生・社会人向けのボランティアリーダーとして長く活動する子どももいる。継続して参加してくれる子どもの確保に努める。 | 1 継続 | 野外活動センターで、キャンプ等の集団生活を通じて、小学生の心身の健全な発達を図るとともに、中学生、高校生、大学生もリーダー(指導者)として成長するという、生性根健全育成サイクルの確立が必要である。 |
| ④-9 | 小・中学生のボランティア参画の促進 | 教育政策室 | 各学校において、福祉教育の一環として、老人ホームや障害者施設等との交流・体験学習の推進に努めます。 | 地域の老人ホームや障がい施設等に行き交流したり、来校してもらい講演を聞く機会が多くなってきた。 | 学校によっては、近くに施設がなく交流しにくい学校もある。 | 1 継続 | 一人一人の児童・生徒があらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働していくことがより一層求められていく社会においては、ボランティア参画の促進に努めることは重要である。 |
| (4) 地域の子育て力向上への支援 | | | | | | | |
| ① 子どもを社会で育てる意識づくり | | | | | | | |
| ①-1 | 社会で子育て・親育ち・子育てを支える意識啓発 | 生涯学習課 教育政策室 | 地域全体で子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるよう支援することの大切さなどについて、様々な媒体や機会を活用して啓発を進めます。 | 家庭教育支援で取り組んでいる新1年生の全家庭訪問の実施や、保護者が「ほっとできる「いっくカフェ」」の場で地域のチーム員が声かけをして孤立を防ぐ取り組みを実施。 | 保護者が気軽に子育て相談ができる場を周知啓発していく。社会教育施設において、世代を超えた子育て講座や研修に引き続き取り組む。 | 1 継続 | 次代を担う子どもを、地域ぐるみで、子育て支援していくことは、地域社会の発展につながる。 |
| ①-2 | 子育てサポーターの養成 | 保育課 | 子育て支援を行う実践者として、地域の子育てサポーターの養成を図ります。 | 未実施 | | | |
| ①-3 | 民生委員児童委員の見守り活動 | 福祉政策課 | 地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、助言その他の援助などを行います。 | 地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、行政等へつなぎの役割を担っている。 | ・担い手不足 | 3 見直し・改善 | 担い手不足の要因として、業務が多すぎるという意見もある。民生委員児童委員の業務・役割を精査する必要がある。 |
| ①-4 | 校区(地区)福祉委員会活動の推進 | 福祉政策課 | 校区(地区)福祉委員会活動への支援を通じて、子育てサロンや小学校での高齢者と児童の給食会などの世代間交流の実施など、身近な地域で住民同士の交流を促進します。 | 市内12小学校区内に15の福祉委員会があり、声かけ見守り活動を行ったり、ふれあいサロン等を開催し、交流の場を提供している。 | ・福祉委員の担い手不足 ・若い世代への啓発 | 1 継続 | 住民による主体的な福祉活動であり、地域共生社会の実現において重要な役割を果たしているため。 |
| ①-5 | 学校支援地域本部事業 | 教育政策室 | 各中学校区に学校支援地域本部を設置し、学校支援コーディネーターを中心に、地域の学校支援ボランティアによる学校のニーズに応じた教育活動への支援を実施することで、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実を図ります。 | 学校支援ボランティアが様々な学校教育活動において支援した。 | 学校支援ボランティアの資質向上を図ることができ、それに伴って学校教育活動の活性化につながることができた。 | 4 完了 | 大阪府からの補助金がなくなったことに伴い、本事業内容を地域教育協議会活動に含んだため。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|---------------------------|--------------------|-----------------|---|--|---|----------|--|
| 基本目標3 子育てを支える体制づくり | | | | | | | |
| (1)子育て支援サービスの充実 | | | | | | | |
| ①地域の子育て支援サービスの提供 | | | | | | | |
| ①-1 | 子育て支援センター事業 | 保育課 | 子育て家庭に対する育児不安等についての相談や指導および子育てサークルへの支援、親子同士の交流活動等を実施します。 | 利用者数 H27:64,780 H29:89,604 H28:94,810 H30:91,541 | つどいの広場、子育て支援センター、ネウボラの連携と役割分担を図りつつ、支援センターやつどいの広場の利用促進を図り、育児の孤立化や問題の深刻化の防止を図る。 | 2. 充実 | 地域の子育て拠点として一層の活動充実が必要 |
| ①-2 | つどいの広場事業 | 保育課 | 主に0～3歳の乳幼児を持つ子育て中の保護者の集いの場を設け、悩みや不安を取り除く手助けを行います。 | 利用者数 H27:29,083 H29:28,782 H28:29,380 H30:28,019 | | 2. 充実 | |
| ①-3 | 保育所地域活動事業(再掲) | 保育課 | | | | | |
| ①-4 | 幼稚園における子育て支援 | 保育課 教育政策室 | 公立幼稚園での園庭開放、未就園児との交流遊び、子育て講演会、親子や高齢者等とのふれあい交流などを行います。 私立幼稚園での入園前親子教室、地域子育て講演会、子育て相談、カウンセリング、幼稚園開放、地域小学校や高齢者との交流などを行います。 | 公立幼稚園では年間6～8回程度の未就園児交流会、園庭開放等を行っている。※私立園については把握していない。 | 主な保育内容等については教育政策室管轄。 | | |
| ①-5 | 一時預かり事業 | 保育課 | 概ね生後6か月以上の就学前児童を対象とし、保護者の傷病入院・災害・事故・育児等に伴う一時的な保育を希望される人を対象に保育を行います。 | 市内の保育所、認定子ども園と、キッズプラザ及び大東市ファミリー・サポート・センターにて一時保育を実施。 | | 1 継続 | 多様な保育ニーズに対応するため、今後も事業を継続する。 |
| ①-6 | 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 子ども支援課 | 保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合および緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。 保護者が平日の夜間または休日に仕事その他の理由により不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行います。 | ショートステイ(のべ日数) H27:8 H28:7 H29:25 H30:15 トワイルト(のべ日数) H27-H29:0 H30:1 | 事業・制度のPRに努めるとともに、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ①-7 | 家庭支援推進事業 | 保育課 | 配慮を必要とする保護者・児童について、家庭訪問、出前相談等を行い、児童の健全育成を図り、虐待の予防に努めます。 | 公立保育所各園に1名づつ家庭支援推進保育士を配置し、在園児、在宅児のフォローを行っている。 | 各保育所の地域活動に家庭支援推進保育士も参加して、子育てに関する相談等受けている。 | 1 継続 | 核家族の多い現状の中相談相手が必要とする保護者を支援していく。 |
| ①-8 | ファミリー・サポート・センター事業 | 保育課 | 保護者の多様なニーズに対応していくため、援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬で保育、一時預かり、送迎等のサービスを提供します。 広報等を通じて、内容等の周知に努め、利用者の拡充を図ります。 | 活動状況 H27:1,832 H28:1,562 H29:2,020 H30:1,587 | サポートが必要な人に支援を提供できるような体制を整えるため、会員数の確保が必要 | 2. 充実 | 近年、会員数が減少傾向。安定的な会員数の確保が必要 |
| ①-9 | 託児付イベントの推進 | 関係各課 | 講演会や生涯学習講座等に参加しやすいように、ボランティアの協力を得て、託児付き講座を充実します。 | | | | |
| ②子育て支援ネットワークの推進 | | | | | | | |
| ②-1 | 子育てサロン | 子ども支援課 福祉政策課 | より身近な地域で子育て中の親子が気軽に集える場所を提供し、育児負担の軽減、共感できる仲間づくりの促進を図るため、民生委員児童委員協議会と校区福祉委員会が協力して、より身近な地域で子育てサロンを実施します。 | 市内6か所で、1か所につき年4～5回程度実施。 | ・担い手不足 | 3 見直し・改善 | 子育てサロンについては主任児童委員が企画等を行っているが、欠員の地区もあり、他の地区の委員がカバーするなど負担がかかっている。サロンには多くの方が参加されているので、実施していくべきだが、委員の負担の問題はある。 |
| ②-2 | 子育て支援連絡会の開催 | 関係各課 | 民生委員児童委員、主任児童委員、校区(地区)福祉委員、NPO、ボランティアグループ、子育てサークル、防犯連絡員、青少年協会、こども会等関係団体・機関によるテーマ別連絡会の開催を進めます。 | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-------------------------|----------------------|--------|--|---|--|--------------|---|
| ②-3 | 子育て関連施設と地域・市の連携の促進 | 関係各課 | 保育所、幼稚園、学校、子育て支援センター、青少年教育センターなど子どもに関する関連施設がネットワークを構築し、地域の自主的な子育て支援活動や子育て家庭に対して、情報提供や相談支援などに努めます。 ボランティアグループへの積極的な活動の支援を行うとともに、子育て団体のネットワーク化を図り、子育て世帯に効果的なサービスを提供できる体制を検討します。 | 「しじよっこ地域教育協議会」主催の「しじよっこまつり」実行委員会に参加 | けん玉、こまコーナーを設けることで、多くの参加者が日本の伝承あそび・伝統文化を体験 | 1 継続 | 地域との連携、交流は、子どもたちの健全育成を進める上で貴重な取り組みで、今後も引き続き行う必要があると考えるため。 |
| ①子育て情報提供体制の充実 | | | | | | | |
| ①-1 | 情報提供事業 | 関係各課 | 各施設からのたより、健康カレンダーの活用、ホームページ、広報誌、育児相談会のパンフレット配布、子育て支援センターや子育てサークル、保育所行事での健康教育や乳幼児健診等の場を活用し、情報を提供します。 | <地域保健課>健康カレンダー、ホームページ、広報誌、育児相談会、乳幼児健診などあらゆる機会を捉えて、情報を提供はしている。 <教育政策室>センター通信「で・あ・い」を隔月で、施設周辺の3小学校児童に配布。特にメインの事業は、チラシを全小学校の児童に配布 | あらゆる機会をとらえて情報提供しているが、健診の受診率に関しては低下しており、今後も啓発の機会をとらえていく。 施設利用者が減少傾向にある中で、施設の魅力をいかに子どもたちや保護者に伝えるか | 1 継続 1 継続 | 今後もあらゆる情報提供や啓発の機会を活用していく。 子どもたちの「居場所」づくりを基本事業としている施設の事業の認知度を高めるため。 |
| ①-2 | わかりやすい情報の提供 | 関係各課 | 情報が行き届きにくい人にもわかりやすいサービス情報の提供に努めます。 | | | | |
| ①-3 | 子育てガイドブックの活用 | 子ども支援課 | 幼稚園・保育所をはじめ、他の公共機関、こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通じて、子育てガイドブックを配布し、子ども・子育て施策の周知を図り、育児の不安感の軽減につなげます。 | 地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、行政等へつなぎの役割を担っている。 | ・担い手不足 | 3 見直し・改善 | 担い手不足の要因として、業務が多すぎるという意見もある。民生委員児童委員の業務・役割を精査する必要がある。 |
| ①-4 | 子育てサービスに関する出前講座の継続実施 | 関係各課 | 子育て支援センターやつどいの広場、子育てサークル等と協力し、母子向けの出前講座を今後も継続して実施します。 | 市内12小学校区内に15の福祉委員会があり、声かけ見守り活動を行ったり、ふれあいサロン等を開催し、交流の場を提供している。 | ・福祉委員の担い手不足 ・若い世代への啓発 | 1 継続 | 住民による主体的な福祉活動であり、地域共生社会の実現において重要な役割を果たしているため。 |
| ②サービス等の利用援助 | | | | | | | |
| ②-1 | 外国語の通訳支援 | 関係各課 | 海外からの帰国児童、外国籍の児童の保育所入所等に際しての懇談会などに通訳を依頼し支援します。 | <教育政策室>公立学校園に対して、日本語指導要員を派遣し、保護者支援を行っている。 <子ども室保育幼稚園G>保育所の懇談会や発達相談時において、通訳者の派遣を行う。 H28:2回 H29:6回 H30:5回 | 外国籍児童の人数増や多国籍化に伴い、人員や予算の不足が課題となっている。 現状として中国語のみ対応可。 | 2 充実 1 継続 | 外国籍児童のみならず、保護者への支援のニーズも高く、今後さらに求められる。 |
| ②-2 | コミュニティソーシャルワーカーによる支援 | 福祉政策課 | 地域住民が安心して暮らし続けられるよう、市内8か所で設置しているコミュニティソーシャルワーカーによる活動を通じて、制度の狭間にいる要保護者の支援の強化などに努めます。 | 小学校区単位で市内8か所にセンターを設置している。 | CSWの市民認知度が低い。 | 1 継続 | CSWの市民認知度の向上を図りながら、今後の方向性について検討する。 |
| ②-3 | 利用者支援事業 | 保育課 | 子育て家庭の個別ニーズに合わせて、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援員を配置し、地域と連携を図りながら支援します。 | 平成30年8月に子育て世代包括支援センター「ニューボランドだいら」を開設し、家庭ごとのニーズに合わせて相談支援、情報提供等を実施。 | | 1 継続 | |
| (3)子育ての悩みや不安への対応 | | | | | | | |
| ①子育て相談の充実 | | | | | | | |
| ①-1 | 子育て支援コーディネータの配置 | 保育課 | 安心して子どもが育ち、また育てることができるよう、子育て支援センター・つどいの広場・公立保育所・保育課に子育て支援コーディネータを配置し、子育て相談の充実や必要なサービス利用につなげます。 | 小学校区単位で市内8か所にセンターを設置している。 | CSWの市民認知度が低い。 | 1 継続 | CSWの市民認知度の向上を図りながら、今後の方向性について検討する。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|---------------------|------------------|--------|--|--|---|-------|---|
| ①-2 | 家庭児童相談事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-3 | 育児相談等事業 | 保育課 | 保育所や子育て支援センター等において、育児不安等についての育児相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。 | 各園に家庭支援保育士、地域活動事業担当保育士等配置し、園内外を問わず、他機関と連携しながら、地域の育児相談等を担っている。また、保育所でも随時相談を受け付けている。 | 各保育所の地域活動に家庭支援推進保育士も参加して、子育てに関する相談等受けている。 | 1 継続 | 核家族の多い現状の中相談相手を必要とする保護者を支援していく。 |
| ①-4 | 育児相談 | 地域保健課 | 乳幼児を対象とした市内各機関・団体の子育てサロン等に保健師・管理栄養士・看護師などを派遣し、子どもの成長・発達や子育て、予防接種などについて相談を受け、安心した子育てを行うことができるよう支援します。 | 11か所にて実施。 全回数80回、乳児377名、幼児656名 | 地域によっては参加者数の減少がある | 1 継続 | 各々の地域で実施することで、個々に応じた対応ができており継続実施の必要がある |
| ①-5 | 健康相談 | 地域保健課 | 妊産婦、乳幼児(新生児を含む)を持つ保護者に対して、保健師・管理栄養士・看護師などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達などについて、それぞれの専門性をいかし、相談に応じます。 | 延3073名 | ネウボランドだいたいと連携しながら、地域保健課の専門職が専門性を活かし相談に応じている | 1 継続 | 今後もネウボランドだいたいと連携しながら、地域保健課の専門職が専門性を活かし相談に応じていく必要がある |
| ①-6 | 各健診時における相談 | 地域保健課 | 乳幼児健診において個別相談を行い、保健師・管理栄養士・看護師・発達相談員などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達など、それぞれの専門性をいかし、相談に応じます。 | 乳幼児健診にて個別にて相談を実施 | 相談がある人もない人も個別に対応している | 1 継続 | 個々の状況に合わせて、専門性を活かした助言を実施 |
| ①-7 | 身近な地域での子育て相談等の実施 | 保育課 | 幼稚園等における子育て講演会、育児相談会、健診時の相談等を実施するとともに、これら相談事業等の周知を広報誌や「子育てガイドブック」「暮らしのガイドブック」等を活用し進めます。 | 「子育てガイドブック」を毎年見直し、改訂を行っている。 | | 1 継続 | |
| ②養育・医療費の負担軽減 | | | | | | | |
| ②-1 | 児童手当の支給 | 子ども支援課 | 15歳到達後の3月31日までの間にある児童(中学校終了前の児童)を養育している保護者等に対し、手当を支給します。 | 支給状況(2月末現在:人) H27:9,763 H28:9,455 H29:9,175 H30:8,947 | 申請漏れがないようにPR等に配慮しつつ、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ②-2 | 児童扶養手当の支給 | 子ども支援課 | ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います(所得制限があります)。 児童の父親、または母親に重度の障害がある場合、児童の母親または父親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します(支給要件や所得制限があります)。 | 受給資格者数(年度末現在:人) H27:1,508 H28:1,449 H29:1,432 H30:1,373 | 申請漏れがないようにPR等に配慮しつつ、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ②-3 | 特別児童扶養手当の支給 | 子ども支援課 | 日本国内に住所があつて、20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を養育している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します(支給要件や所得制限があります)。 | 所得状況調査発送件数(人) H28:442 H29:469 H30:475 | 申請漏れがないようにPR等に配慮しつつ、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ②-4 | 子ども医療費助成 | 福祉政策課 | 市内に住所を有する0歳～中学校卒業(15歳到達後の3月31日)までの通院、入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します。 | 左記のとおり | | 1 継続 | 現在、見直し等の計画がないため |
| ②-5 | ひとり親家庭医療費助成 | 福祉政策課 | 児童と母または父、両親のいない児童と養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の3月31日までの児童、父、母、養育者の入院・通院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します(支給要件や所得制限があります)。 | 左記のとおり | | 1 継続 | 現在、見直し等の計画がないため |
| ②-6 | 障害児福祉手当の支給 | 障害福祉課 | 重度障害のために、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します(支給要件や所得制限があります)。 | 従前より継続して市から手当の支給を行った。 | 法律に基づき、市で申請受理、審査、認定を行っている。 | 1 継続 | 本人および家族の経済的負担の軽減のために、継続して支給する必要があるため。 |
| ②-7 | 大阪府重度障害者介護手当 | 障害福祉課 | 身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aをあわせ持つ重度障害児の介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します(支給要件があります)。 | 従前より継続して大阪府より手当の支給が行われた。 | 大阪府の要綱に基づき、市で申請受理、進捗業務を行っている。 | 1 継続 | 本人および家族の経済的負担の軽減のために、継続して支給する必要があるため。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|---------------------------|--|--------|--|---|--|-------|---|
| ②-8 | 未熟児養育医療給付 | 福祉政策課 | 身体の発育が未熟なままで生まれた乳児に対して、保険診療の範囲内で入院医療の給付を行います(支給要件や負担金の徴収がありますが、子ども医療費助成等との同時適用が可能です)。 | 左記のとおり | | 1 継続 | 現在、見直し等の計画がないため |
| ②-9 | 重度障害者(児)訪問看護利用料助成 | 福祉政策課 | 身体および知的障害者(児)またはそれと同様の状態にあると想定される0～3歳の乳幼児に対し、訪問看護利用料の一部を助成します(支給要件や所得制限があり、事前に届け出が必要です)。 | 訪問看護利用料については、平成30年4月より医療証が適用されるため、事前届け出等の必要はありません。 | | 4 完了 | 事業が完了しているため |
| ③保育・教育費の負担軽減 | | | | | | | |
| ③-1-1 | 保育料等適正化事業 | 保育課 | 2人以上の児童が保育所、幼稚園、子ども発達支援センターに同時に入所している場合に、保育料を軽減します。 | 保育料等の軽減措置を実施している | 国の基準の対象者に実施している | 1 継続 | 今後も継続して実施する必要があるため |
| ③-1-2 | | | 失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。 | 保育料等の減額措置を実施している | 市の基準の対象者に実施している | 1 継続 | 今後も継続して実施する必要があるため |
| ③-1-3 | | | 保育料の収納について、保護者負担の適正化を図ります。 | 保育料の滞納者に対しては、催告や差押え等を実施している | 収納率(平成30年度は97.5%)の更なる向上 | 1 継続 | 今後も継続して取り組む必要があるため |
| ③-2 | 私立幼稚園児保護者補助事業 | 保育課 | 保護者の経済的負担の軽減および公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、本市内に居住し、5月1日時点で幼稚園に在園する保護者に対して補助金を支給します。(私学助成の幼稚園のみ) | 市内在住の4・5歳児のうち対象となる保護者に市の基準で交付を行っている。 | 私学助成の幼稚園が対象の為、認定こども園移行に伴い、事業としては年々縮小している。 | 廃止 | 幼児教育無償化制度開始の為 |
| ③-3 | 私立幼稚園健康診断助成事業 | 保育課 | 園児の健康診断を実施した市内私立幼稚園に対し、支給します。(私学助成の幼稚園のみ) | 市内の私学助成の幼稚園と幼稚園型認定こども園に対し、対象園児一人当たり900円交付を行っている。 | 私学助成の幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行した場合は別補助金の対象となる為対象から外れる。 | 1 継続 | 新制度移行園との均衡を図るため |
| ③-4 | 私立幼稚園就園奨励費補助 | 保育課 | 幼稚園に園児を通わせている保護者の負担軽減を図るため、本市内に住所を有する満3歳児～5歳児の園児の保護者に対して補助および減免を行います(所得割額による制限あり)。(私学助成の幼稚園のみ) | 国基準に合わせて、保護者に減免を行った幼稚園に対して交付。 | 私学助成の幼稚園が対象の為、認定こども園移行に伴い、事業としては年々縮小している。 | 廃止 | 幼児教育無償化制度開始の為 |
| ③-5 | 就学援助事業 | 学校管理課 | 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に援助を行います。 | 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に就学援助費を支給している。また、各学期終了後の援助費の支給に加え、小学校・中学校入学準備金の入学前支給を開始した。 | 様々な方法で制度の案内を行うことにより、援助を必要とする保護者に対して概ね周知できており、義務教育の円滑な実施が図れていると考える。 | 1 継続 | 現状、援助を必要とする保護者への対応ができていないものと考えられるため、今後も継続して援助を行う。また、生活保護基準等の制度に変更が生じた場合は、就学援助制度についても速やかに対応していく。 |
| ③-6 | 大東市奨学貸付業務 | 学校管理課 | 高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り社会有用の人材を育成します。 | 毎年1月に奨学生の募集を行い、学資の貸付を行っている。平成30年度貸付実績額 1,496,000円 | 奨学生からの返還金は、次の奨学金を必要とする奨学生に貸与するための資金として活用しているため、返還金滞納者を減らすことが必要である。 | 1 継続 | 学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り社会有用の人材を育成するうえで有効であるため継続するが、ニーズにあった事業内容を検討していく必要がある。 |
| ③-7 | 特別支援学級在籍等の児童生徒の家庭に対し「特別支援教育就学奨励費」による教育扶助を行います。 | 教育政策室 | | 認定者へ給食費、学用品費、校外学習費などの補助を行っている | 家庭の経済状況等に応じ、国の基準により審査、認定し、給付を行っている | 1 継続 | 国からの補助金があり、障害のある児童・生徒を持つ保護者の負担軽減につながるため |
| ③-8 | 府母子父子寡婦福祉資金貸付制度 | 子ども支援課 | 母子家庭や父子家庭等の父母が新しく仕事をはじめたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸し付けを行います。 | 貸付実績(件) H27:7 H28:14 H29:2 H30:2 | 事業・制度のPRに努めるとともに、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ③-9 | 就園援助事業 | 保育課 | 保育所等を利用するにあたり、経済的理由により就園が困難な低所得者に対し、援助を行います。 | 実施無し | | | |
| (4) 妊娠期からの切れ目のない支援 | | | | | | | |
| ① 妊娠期からの切れ目のない支援 | | | | | | | |
| ①-1 | 母子保健相談支援事業 | 関係各課 | 妊産婦等の相談に対応し、当該妊産婦等が抱える悩み等を把握するとともに、母子の状態にあった支援計画の作成等を行います。 | 妊産婦等面接数1051名 支援計画作成47名 | 妊娠期から支援計画などを作成し、丁寧な関わりをし、産後の支援にもつなげている。 | 1 継続 | 今後も妊娠期からの切れ目のない支援が必要。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|------------------------------|---------------------------|-------|--|---------------------------------|---|-------|--|
| ①-2 | 産後ケア事業 | 関係各課 | 産後の体調不良や育児不安の軽減を図るため、心身のケアや休養などを要する人への支援を行います。 | 利用者6名 | 妊娠届出時に事業紹介を実施しているが、利用者が少ない。 | 1 継続 | 今後も妊娠届出時に事業紹介するとともに、より一層啓発していく。 |
| ②妊産婦の健康の確保・増進に関わる連携事業 | | | | | | | |
| ②-1 | 母子・父子健康手帳の交付 | 地域保健課 | 母子・父子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と情報の提供を行います。 すべての妊婦に専門職が面接・相談を行います。 | 交付数848 | 全ての妊婦に保健師又は助産師が面接 | 1 継続 | 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及のため継続 |
| ②-2 | 両親教室(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-3 | 妊婦健康診査事業 | 地域保健課 | 安全・安心な出産を迎えるために、出産までに必要とされる健診を、費用の心配なく受診してもらえるよう制度を整え、積極的に受診を促します。 | 14回分助成 延10、430人受診 | 費用助成について啓発し、受診者数の増加を目指していく | 1 継続 | 積極的受診を促すために必要 |
| ②-4 | 妊産婦訪問指導 | 地域保健課 | 健診に基づき、必要に応じて訪問し、相談希望者やハイリスク妊婦に対して、助産師や保健師など専門職による指導・助言を実施し、安心した妊娠期から出産・産褥期の健康管理や子育て支援を行います。 | 妊婦延139名 産婦延638名 | 妊娠期からのより丁寧な支援により、増加傾向にある | 1 継続 | 安心して妊娠・出産を迎えるために必要 |
| ②-5 | 妊婦歯科健康診査 | 地域保健課 | 口の中の環境や歯肉などにも変化があらわれやすい妊婦を対象に、歯科健診の費用を助成します。 | 受診者数222名 | 受診者数が少ないため、啓発が必要 | 1 継続 | 妊娠期の歯科保健は、産後やその児などにも大きく影響するため、今後も実施していく必要がある |
| ②-6 | 妊婦およびその家族の喫煙と受動喫煙に関する啓発事業 | 地域保健課 | 母子健康手帳交付時に妊婦とその家族、また、両親教室参加者に対して、妊婦の喫煙および受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や、喫煙による健康に対する影響について正しい知識を普及・啓発します。 母子健康手帳交付時に、喫煙者にはその場で禁煙相談に応じます。 | 妊婦喫煙率3.6%(34名) パートナー喫煙率38.4% | 全体的な喫煙率は減少傾向にあるが、妊婦喫煙率は横ばいのためより一層の啓発が必要 | 1 継続 | あらゆる機会をとらえて、喫煙と受動喫煙について啓発する必要がある |
| ②-7 | 不妊に関する周知 | 地域保健課 | 府のドーンセンターで実施している専門的な不妊相談の周知・勧奨を図ります。また、府の特定不妊治療費助成制度の周知を行います。 | チラシやパンフレットの設置 相談時に対応 | 相談時に対応できている | 1 継続 | 婚姻年齢の上昇今後必要性は増すと想定される |
| ③乳幼児の健康の確保・増進に関わる連携事業 | | | | | | | |
| ③-1 | 4か月児健康診査 | 地域保健課 | 身体計測をはじめ医師による診察、集団指導、個別相談、ベビーマッサージの指導を行います。 専門職が保護者の健康面や子育ての相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 図書館職員によるブックスタート事業を同時実施します。 | 受診率97.2%(受診児821名) | 受診率は微増 | 1 継続 | 健康増進を図るためには、定期的に健康診断および検査を受け、常に健康状態を明らかにしておく必要がある(母子保健法) |
| ③-2 | 乳児後期健康診査 | 地域保健課 | 生後10か月頃の健診で、個別に医療機関で受診します。 | 受診率85.6%(受診者数756名) | 受診率の低下 | 1 継続 | 健康増進を図るためには、定期的に健康診断および検査を受け、常に健康状態を明らかにしておく必要がある(母子保健法) |
| ③-3 | 1歳10か月児健康診査 | 地域保健課 | 身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察、各専門職による個別相談を行います。 保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察、各専門職による個別相談を行います。 保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 | 受診率94.9%(受診児数864名) | 受診率は微増 | 1 継続 | 健康増進を図るためには、定期的に健康診断および検査を受け、常に健康状態を明らかにしておく必要がある (母子保健法) |
| ③-4 | 2歳6か月歯科教室 | 地域保健課 | フッ素塗布や口腔衛生指導、身体計測などを行います。 | 参加率59.5%(参加児数519名) | 参加率の減少 | 1 継続 | 口腔衛生の保持増進のため、この時期の歯科保健は必要であり、参加率増加のための啓発も必要 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|----------------------------------|------------------------------|--------------|--|---|--|-------|---|
| ③-5 | 3歳6か月児健康診査 | 地域保健課 | 身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察・尿検査、各専門職による個別相談を行います。 | 受診率93.1%(受診児数826名) | 受診率は増加 | 1 継続 | 健康増進を図るためには、定期的に健康診断および検査を受け、常に健康状態を明らかにしておく必要がある |
| | | 地域保健課 | 保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 | | | | 1 継続 |
| ③-6 | 医療機関等との連携 | 地域保健課 | 乳幼児健診やすこやか健診において、必要時専門医療機関へ紹介し、その結果の把握、事後フォロー等を行います。 | 紹介状発行数63件 | 増加傾向。必要時紹介できている。 | 1 継続 | 健康増進を図るためには、定期的に健康診断および検査を受け、常に健康状態を明らかにしておく必要がある(母子保健法) |
| | | 地域保健課 | 未熟児等、継続して医療を受ける児について、地域で安心して生活するために、出生直後から必要に応じて医療機関等との連携を行います。 | 要養育支援者情報提供票110件 | 増加傾向。医療機関との連携が増えている。 | 1 継続 | 養育支援を特に必要とする者の早期把握、医療機関と保健機関の連携による継続的なサポート、孤立の防止及び養育力の向上のため |
| ③-7 | 予防接種 | 地域保健課 | 感染症の予防および症状軽減を図るとともに、保護者への啓発や相談に応じます。 | 定期予防接種は全て個別接種で実施。門真市、寝屋川市、守口市、四條畷市と5市乗入体制。接種率はおおむね95%以上 | MRワクチンの2期接種率が、目標値の95%に届かず、対策を検討中 | 1 継続 | 先進国とのワクチンギャップ解消のため、さらなる新たな予防接種の定期化が必要である |
| ③-8 | 離乳食講習会 | 地域保健課 | 子どもの月齢や離乳進行状況に応じた献立・食品の選択・調理法などについて具体的に指導し、正しい食習慣の形成・家庭の食生活の見直しにつなげます。 | 参加者数167人 | 増加傾向。 | 1 継続 | 正しい食習慣の形成、家庭の食生活の見直しの機会とするため |
| ③-9 | 健康診査未受診者への対策強化 | 地域保健課 | 乳幼児健診未受診者に対し、電話や訪問等により受診をすすめ、必要時は保護者の相談に応じます | 未受診者133名 把握118名 未把握15名 | 電話や訪問により9割把握 | 1 継続 | 乳幼児健康診査の未受診児は子ども虐待につながるリスクが高く、養育支援の必要な家庭の児であることが多い。子ども虐待予防及び早期発見・早期対応の一助となる |
| | | 地域保健課 | 関係機関と連携し、子どもの所在の確認をします。 | 未把握15名→ 未確認(現認できていない)0名 | 健診未受診者のうち未把握者は全数把握できている。 | 1 継続 | |
| ③-10 | 新生児・未熟児訪問 | 地域保健課 | 赤ちゃんの発育発達・授乳・病気の予防や育児について、保護者の体調管理についてなど、保健師や助産師が訪問し相談や助言を行います。 | 新生児訪問延404件 未熟児訪問71件 | 妊産婦訪問と同様に増加傾向。より早い時期からの支援が必要になってきている | 1 継続 | 新生児期に家庭を直接訪問することで、異常を早期に発見し、育児不安の軽減に努める |
| ③-11 | 乳幼児訪問 | 地域保健課 | 乳幼児健診や保護者からの相談等から、保健師が訪問し相談や助言を行い、安心した乳幼児期の成長発達および子育て支援を行います。 | 延615件 | 地区担当保健師が訪問している | 1 継続 | 家庭を訪問することで、保護者のニーズをより把握し寄り添いながら支援できる |
| ④子どもの虐待防止対策の推進に関する連携事業 | | | | | | | |
| ④-1 | はろーべび訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) | 子ども支援課 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 | H30実績 訪問率98.6% | 約99%の訪問実績率で、把握できている状況。昨年度からはネウボランドだいとうができたことで、本事業の情報を共有でき、より適切な支援に繋ぐことができています。 | 1 継続 | |
| ④-2 | 養育支援訪問事業 | 子ども支援課 | 出産後間もない時期に育児不安を抱える養育者や、その他不適切な養育状態にある家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、また児童養護施設等の退所により児童が家庭復帰した後の家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を実施します。 | H30実績 利用件数 12件 | 要対協に登録されている児童について、育児・家事支援を主に実施。課題としては、委託契約ができる事業所等が少なく、今後新規業者の開拓も必要。 | 1 継続 | |
| 基本目標4 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり | | | | | | | |
| (1)子育てしやすい生活環境の整備 | | | | | | | |
| ①安心して外出等ができる環境整備 | | | | | | | |
| ①-1 | バリアフリー推進事業 | 土木課 道路管理課 | 「大東市バリアフリー基本構想」に基づき、生活関連経路および準生活関連経路に定められた路線について、計画的に整備を進めます。 | 「バリアフリー基本構想」に定められた整備内容に従い、順次、生活関連経路等の整備を進めている。 | 基本構想どおりの整備を進めている。 | 1 継続 | 「大東市バリアフリー基本構想」に基づき、引き続き生活関連経路等の整備を進める |
| ①-2-1 | 道路整備 | 土木課 | 市道における車両通行の円滑化や歩行者の安全確保を図るため、継続して整備を進めます。 | 都市計画道路深野北谷川線について事業認可を取得し、整備を進めている。 | 都市計画道路深野北谷川線の整備について、事業用地取得に向けた調査に着手した。 | 1 継続 | 道路の安全性を高めていくためには、継続して整備を進めていく必要がある |
| ①-2-2 | | 学校管理課 | 通学路の安全確保を図るため、整備を進めます。 | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|--------------------------------------|----------------|-----------------------|--|---|---|----------|--|
| ①-3 | 交通安全施設の整備 | 道路交通課 | ガードレール等の交通安全施設の整備を行うとともに、維持を進めます。 | 交通安全対策特別交付金を活用し、ガードレール等の交通安全施設の整備や維持を行っている。 | 地元からの要望等に基づき、危険と判断した箇所について交通安全施設の整備や維持を行っている。 | 1 継続 | 交通安全施設の整備や維持は継続して行っていく必要がある。 |
| ①-4 | 利用しやすい移動手段の確保 | 道路交通課 | ステップリフト付き大東市コミュニティバスの利用を促進するとともに、環境の維持に努めます。 | 令和元年7月に、老朽化したバス車両2台を、現バリアフリー法に適合したノンステップバスに更新。利用環境の維持・改善を実施。 | 更新した車両とは別に、老朽化が進んでいるステップリフト付きバス車両が1台あるため、適時更新する必要がある。 | 3 見直し・改善 | 今後、市内公共交通に関する計画の策定を進めていく予定であり、その中でコミュニティバス路線の再編等が考えられるため。 |
| ①-5 | 利用しやすい快適な施設づくり | 開発指導課 | 民間・公益施設についての改善を推進するため、大阪府の「福祉のまちづくり条例」の普及・啓発を進めます。 | 12件の該当する施設と事前協議を行い、指導を行った。 | 対象となる施設の建設が行われる際には、啓発を行っており、一定対応できていると考える。 | 1 継続 | 今後も対象となる施設の建設が行われる際には、継続して啓発を進めていく。 |
| ①-6 | 赤ちゃんの駅 | 子ども支援課 | 幼稚園、保育所などの公共施設や民間の登録施設に、授乳やおむつ替えができるスペースを設け、乳幼児のいる保護者が安心して外出できる環境づくりを行います。 | 保育所、公共施設、商業施設等、市内30か所に赤ちゃんの駅を設置している。 | | 1 継続 | |
| ②良質な住宅・居住環境の確保 | | | | | | | |
| ②-1 | 公営住宅の整備・改修 | 建築営繕課 | 「市営住宅長寿化計画」に基づき、計画的な整備・改修を進め、良質な住宅・居住環境を提供します。 | 屋上の防水改修等を実施。 | 日常的な点検等を実施し、良質な居住環境の提供を行う。 | 1 継続 | 今後の整備・改修内容については、点検等の結果を踏まえ検討する。 |
| ②-2 | 定住の促進 | 都市政策課 | 「大東市住宅マスタープラン」に基づき、住宅政策の方針や施策の展開方向を定め、今後の住まい・まちづくり政策を総合的に進めます。 | 三世代同居等を促進し、高齢期および子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することを目的とする「三世代家族推進事業」を実施。 | 市民の関心は高く、多くの市民が利用している。 | 3 見直し・改善 | 現要綱は平成31(令和元)年12月31日までに住民票異動があったものが対象であり、事業効果を検証したうえで、今後の施策展開を検討する必要があるため。 |
| ②-3 | 環境の保全 | 環境課 | 自然環境の保全に努めるとともに、地球温暖化防止、環境美化や公害防止の取り組みを進めます。 | 第2期環境基本計画の策定・第4期地球温暖化対策実行計画の策定。恩智川クリーンリバープロジェクトや環境フェア等のイベントを通じた啓発活動の実施。美化意識向上のため、幼少期からの環境教育の実施。各自治区において地域清掃の実施。 | 環境対策は長期的な取り組みが必要で環境対策に関心を持ってもらうため継続的に啓発活動を行う必要がある。 | 1 継続 | 環境問題は、目に見えて結果が表れるものではなく、子供たちが将来、快適で潤いのある豊かな環境で生活できるよう継続的に施策を行っていく必要がある。 |
| ②-4 | 住宅改修助成事業 | 高齢介護課 | 住宅改修によって安全で自立した生活の確立、介護者の介護負担の軽減を目的に重度身体障害および重度知的障害児・者に対して改修にかかる費用を助成します(所得制限があります)。 | 子どもへの実施0件。全体として、28年度14件、29年度5件、30年度10件に住宅改修を実施した。 | 重度障害児の利用はないが、家族の介護負担の軽減や自立支援に役立っている。 | 1 継続 | 重度障害者(児)の住環境整備を行う事で介護者の介護負担の軽減、本人の自立支援に繋がるため。 |
| (2)子どもの安全・安心の確保 | | | | | | | |
| ①子どもを交通事故や不審者・犯罪等の被害から守るまちづくり | | | | | | | |
| ①-1-1 | 交通安全教室 | 教育政策室 保育課 学校管理課 | 保育所、幼稚園、小・中学校で子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践する態度を育成し、交通事故防止を推進します。 | 大阪府より提供される交通安全だよりや交通安全テストなどを活用した児童・生徒への啓発に加えて、日常的な安全指導を行っている。子ども安全見守り隊やPTAなど地域と連携した通学路の安全対策を行っている。 | 通学路の点検や地域と連携した登下校時の見守りなどによる交通事故防止の取組みが行えている。 | 1 継続 | 今後も教員や地域人材など大人からの日常的な啓発に加えて、子どもどうしの啓発が行えるよう、交通事故防止の取組みを継続的に行っていく必要がある。 |
| | | 生活安全課 | | 四條畷警察署と連携し、市内の公私立保育・教育機関において交通安全教室を実施している。 | 申込みのあった機関に対しては、全て実施できている。実績のない保育・教育機関においても実施できるよう努める。 | 1 継続 | 単年のものではなく、毎年継続的に実施しており、交通安全教育に大きく貢献していると思われるため。 |
| ①-1-2 | | 教育政策室 保育課 学校管理課 | | ①-1-1と同じ | ①-1-1と同じ | ①-1-1と同じ | ①-1-1と同じ |
| | | 生活安全課 | 小学校へ通う児童の交通安全を確保するため、通学路の交通安全対策と啓発事業を推進します。 | 交通安全教室の他、自治会の申請に応じて、「飛び出し坊や」や交通安全立看板を無償配布し、通学路の安全確保に努めている。 | 設置場所の選定等は申請自治会において行っており、地域の実績に沿った運用ができていると思われる。 | 1 継続 | 継続的に申込みをいただけており、一定のニーズに対応できていると思われるため。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-------------------------|----------------------|---------------------|--|--|--|--|--|
| ①-2 | 登下校時の見守り | 生涯学習課 | 不審者などから、登下校中の子どもの安全を確保するため、地域住民、PTA、団体等と連携し、見守り活動を継続して実施します。 | 自治会、老人会、PTAなどのボランティアの方々が参加する、子ども安全見守り隊の活動を支援するために必要な物品の提供を行う。 | 見守り隊活動の参加者の高齢化や人員不足が課題。 | 1 継続 | 不審者などから、登下校の子どもの安全を確保する。 |
| | | 教育政策室 | | 通学路の点検や地域と連携した登下校時の見守りなどによる対策を行っている。 | | メール配信などによる不審者情報の迅速な提供や地域との協力体制が重要。 | |
| ①-3-1 | 防犯意識の啓発強化 および防犯指導の推進 | 生活安全課 教育政策室 | 各校において防犯教室や訓練の実施、校区安全マップの活用による安全指導を実施し、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。 | 小学校、教育委員会、警察、地域などが連携した通学路の安全点検を実施した。また、各校園において、実際の場を想定した防犯訓練を行っている。 | 児童・生徒への啓発を行っているが、声掛け事業やスマートフォンなどによる撮影といった不審者情報も多い。 | 1 継続 | 地域や警察と連携しながら、迅速かつ適切な状況共有を行い、子どもを守っていく体制強化のため、取組みを継続していく。 |
| ①-3-2 | | 教育政策室 | | 警察等の関係機関とも連携しながら、子どもたちへの啓発や教職員への訓練等を実施している。 | | 外部より防犯器具の寄贈も受けており、実効的な訓練を実施できている。 | |
| ①-4-1 | 「子ども 110 番の家」運動の推進 | 生涯学習課 | 「子ども 110 番の家」について、市民に周知を図ります。 | 自治会、老人会、PTAなどのボランティアの方々が参加する、子ども安全見守り隊の活動を支援するために必要な物品の提供を行う。 | 毎年、青少年指導員を通して、各担当地域の登録者の確認を実施し、協力家庭数や協力店舗数の増加に努めている。 | 1 継続 | 不審者などから、登下校の子どもの安全を確保する。 |
| ①-4-2 | | | | 地域の子どもたちの安全確保のために、「子ども 110番の家」運動協力家庭・店舗の拡充を図ります。 | | 声かけネットワーク会議を実施し、各部局間の連携を円滑にするとともに、各部局が関係団体と情報を共有することにより、効果的な活動を図りながら今後の方向性やあり方の充実を図っていく。 | |
| ①-5 | 防犯ネットワークの確立 | 生涯学習課 | 子どもたちの安全対策を強化するため、各防犯関連団体の活動の促進と、情報ネットワークの構築を進めます。 | 声かけネットワーク会議を実施し、各部局間の連携を円滑にするとともに、各部局が関係団体と情報を共有することにより、効果的な活動を図りながら今後の方向性やあり方の充実を図っていく。 | 年2回程度の会議を実施し、年度計画、年度実績報告や課題等について、情報を共有化している。 | 1 継続 | 子どもたちの安全対策強化を目的とした各防犯関連団体の活動促進と情報ネットワークの構築のため。 |
| | | 生活安全課 | | H28年度に地域安全センター設置 | | 小学校の教室等を地域防犯活動の拠点として、学校・行政・地域等が一体となって地域の防犯力を高めることを目的としているが、学校や防犯委員会、警察等との多岐に亘る調整を伴う。 | |
| ①-6 | 防犯設備等の整備 | 生活安全課 | 大東市防犯カメラ設置補助金を活用し、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪の減少につなげます。 | 防犯カメラ設置補助金を活用し、防犯カメラ設置台数が増加した。 | 防犯カメラ設置補助金を活用し防犯カメラの設置台数も増え街頭犯罪減少につなげている。 | 1 継続 | 自治会からの要望が多いため今後も継続する。 |
| ①-7 | 防犯灯の整備 | 生活安全課 | 安全なまちづくりを推進する観点から、防犯灯の整備・改修を促進します。 | 防犯灯LED化を図られていてLED防犯灯設置・取替補助金を活用して防犯灯の整備・改修を進めている。 | 防犯灯LED化率は75%で、LED防犯灯100%普及を目指して事業を継続する。 | 1 継続 | LED防犯灯の100%普及を目指す。 |
| ②子どもを災害から守るまちづくり | | | | | | | |
| ②-1 | 防災教育・おおさか防災ネットの推進 | 消防署 教育政策室 保育課 | 子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所や幼稚園、学校、子ども発達支援センターにおける避難訓練や防災教育を進めます。 | 各校園における地震などの自然災害を想定した避難訓練や、防災教育を行っている。 | 土砂崩れや浸水被害など地域の実態に即した避難計画の策定や避難訓練を行うとともに、防災教育の充実が必要。 | 1 継続 | 今までの取組みを継続しながら、自然災害について児童・生徒自身が自ら考え学ぶ機会を確保していくことが必要である。 |
| | | 危機管理室 | | 小中学校の避難訓練や防災学習において、防災の観点から指導を行っている。 | 各学校等の判断により行っているため、危機管理室においては全小中学校の実態は掴めていない。 | 1 継続 | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|------------------------|-------------------------------|-----------------|---|---|--|-------|---|
| ②-2 | 地域における防災活動の促進 | 危機管理室 | 地域での防災訓練や出前講座の開催を進め、自主防災組織への啓発を行い、組織の強化に努めます。 | 自主防災訓練や出前講座を通して地域の防災意識の向上に努めた。 | 自主防災組織の立ち上げ件数が増えてきているので、今後も組織立ち上げに向けた啓発に努める。 | 1 継続 | 防災活動の促進には毎年の訓練継続が必要であると考えたため。 |
| ②-3 | 避難路や避難所標識の設置・マップの作成 | 危機管理室 | 「地域防災計画」の内容に合わせ、防災マップを作成し、避難経路等の啓発に努めます。 災害時にだれもが迅速に避難できるよう、わかりやすい避難経路や避難所標識の設置に努めます。 | 新たな防災マップについては作成の上、全戸配布済である。また、災害時に有用である避難経路等の標識についても、整備済みである。 | 現状は計画を達成しているため、対応出来ていると考える。 | 4 完了 | |
| ②-4-1 | 公共施設の防災対策の推進 | 関係各課 | 保育所や幼稚園、学校、子ども発達支援センター等において耐震設備の整備等を進めます 緊急時にあわてることがないように、避難訓練を実施します。 | <地域保健課> 通報、初期消火、避難訓練を年1～2回行っている。 | 施設内の市民が安全に避難できるよう誘導訓練を行っている。 | 1 継続 | 市民の生命を最優先に守るため、定期的な訓練が必要のため。 |
| | | | | <教育政策室> 公立学校園では、火災のみならず、地域の実態に即した自然災害を想定した避難訓練を毎年行っている。 | 引き渡し訓練など、大きな地震に備えた具体的な訓練も実施されているが、土砂崩れや浸水被害など多様な災害に対応できる訓練がさらに必要である。 | 1 継続 | 今後も継続的に避難訓練を実施するとともに、園児・児童・生徒への防災教育を推進していく。 |
| | | | | <子ども室保育幼稚園G> 耐震工事についてはH22.23年に行った。公立保育所においては毎月1回、火災、地震、水害等の避難訓練を様々な曜日、時間設定で実施している。 | 訓練実施後、危機管理委員会を開催し、問題点、課題を職員全体で共有している。設備の不備等については子ども室にて対応。 | 1 継続 | 子どもの安全のために必要なため |
| (3) 医療体制の整備 | | | | | | | |
| ①小児医療サービスの充実 | | | | | | | |
| ①-1 | 医療体制の充実 | 地域保健課 こども診療所 | 乳幼児が病気になったときに適切な対応と適切な医療が受けられるよう医療体制の整備を進めます。 医師会や大阪府内医療機関との連携を強化し、疾患に応じた医療機関の紹介ができるように努めます。 | 大東市立こども診療所において、昼間における小児科診療を、月～土まで運営しており、関連機関との連携に努め、二次救急等への紹介を行っている。 | 指定管理制度により運営されているこども診療所が、健全に運営がされているか、常に注視して行く。 | 1 継続 | 小児科領域の医療サービスを低下させないため。 |
| ①-2 | 救急診療体制の充実 | 地域保健課 こども診療所 | 休日や診療時間以外の突発的な子どもの病気・けがなどに対し、安心して医療が受けられる体制の維持に努めます。 | 日・祝日の昼間に休日診療所を運営し、夜間に北河内夜間救急センターを北河内7市で運営している。 | 小児科医の減少が進む中での医大等との連携の強化。 | 1 継続 | 小児初期救急医療の体制を維持するため。 |
| ①-3 | 応急手当法の普及 | 地域保健課 | 子どもがかかりやすい病気や家庭内で起こりやすい事故等に関する知識や、応急手当法について、両親教室や4か月児健診、健康教育実施時に普及を図ります。 | 両親教室や4か月児健診等で事故予防のパンフレットを配布 | 健診受診率が高く、啓発ができています。 | 1 継続 | 病気や事故、救急時に適切に対応できることが必要 |
| (4) 親子の健康の保持・増進 | | | | | | | |
| ①妊産婦の健康の確保・増進 | | | | | | | |
| ①-1 | 母子・父子健康手帳の交付(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ①-2 | 両親教室(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ①-3 | 妊婦健康診査事業(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ①-4 | 妊産婦訪問指導(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ①-5 | 妊婦歯科健康診査(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ①-6 | 妊婦およびその家族の喫煙と受動喫煙に関する啓発事業(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ①-7 | 不妊に関する周知(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②乳幼児の健康の確保・増進 | | | | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|------------------------|--------------------|-------|---|--|-------|------------------------------------|-----------|
| ②-1 | 4か月児健康診査(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-2 | 乳児後期健康診査(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-3 | 1歳10か月児健康診査(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-4 | 2歳6か月歯科教室(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-5 | 3歳6か月児健康診査(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-6 | 医療機関等との連携(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-7 | 予防接種(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-8 | 離乳食講習会(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-9 | 健康診査未受診者への対策強化(再掲) | 地域保健課 | | | | | |
| ②-10 | 健康増進事業 | 関係各課 | 保育所や幼稚園、家庭等との連携を強化し、インフルエンザ対策、衛生管理、食事等についての情報提供を行い、意識啓発を進めます。 | <地域保健課> 4か月児健診、1歳10か月児健診、3歳6か月児健診にて喫煙、受動喫煙の弊害についてチラシを配付し、説明も加え啓発している。 | 1 継続 | 今後も啓発し、喫煙率の減少、ひいては受動喫煙の減少を目指していく。 | |
| | | | 保育士や幼稚園教諭、子ども発達支援センター職員に対する子どもの事故防止やアレルギー、心の健康問題等に対する研修の充実を努めます。 すべての乳幼児健診において、たばこの害に関する啓発を行います。 | <子ども室保育幼稚園G> 公立保育所に看護師を2名配置。 子ども室所属の看護師を中心に月1回の看護師会議において、健康管理、保健衛生面の充実と共に情報共有し、病気の予防等に努めている。 | 1 継続 | 乳幼児施設においては健康管理の重要性が高いため。 | |
| ③児童・生徒の健康の確保・増進 | | | | | | | |
| ③-1-1 | 各校における健康教育の充実 | 教育政策室 | 小中学校において「薬物乱用防止教室」を開催し、健康の確保への意識啓発を今後も行います。 | 市内の全小・中学校において、年に1回大阪府薬物乱用防止教育講師をされている先生を招き、「薬物乱用防止教室」を開催している。 | 1 継続 | 現状では健康の確保への意識啓発を行えているものとして、継続する。 | |
| ③-1-2 | | 学校管理課 | 教職員研修会を実施し、健康教育の充実を図ります。 | 府が年に数回開催する研修会に参加し、健康教育についての理解を深めている。 | 1 継続 | 現状では、健康教育の充実を図ることが出来ているものとして、継続する。 | |
| ③-2-1 | 健康管理の充実 | 教育政策室 | 健康診断、健康教育を推進するとともに、健康相談や心の健康相談の充実を努めます | 定期健康診断、就学前検診を実施している。「ほけんだより」を発行している。 | 1 継続 | 現状では健康診断、健康教育を推進出来ているものとして、継続する。 | |
| ③-2-2 | | 学校管理課 | 養護教諭による健康相談を今後も実施します。 | 随時健康相談を実施した。 | 1 継続 | 現状では健康相談を実施できているものとして、継続する。 | |
| ③-3 | 予防接種(再掲) | 地域保健課 | | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|----------------------------------|----------------|-----------------|--|--|---|-------------------------|--|
| ③-4 | 性教育の推進 | 教育政策室 | 各学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を考慮するとともに、保護者の理解を十分踏まえ、集団指導と個別指導を相互に補完しながら性教育を推進します。 | 学習指導要領に基づいた性教育が各校において適切に指導されている。 | 各校、養護教諭等と連携をして、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っている。 | 1 継続 | 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校において、今後も引き続き性教育が推進されなくてはならないため。 |
| ③-5 | 食育推進事業 | 関係各課 | 市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活が送れるように、学校、幼稚園、保育所、地域等関係機関が連携し、食に関する正しい知識等を普及し、実践へとつなげます。 | <p><地域保健課> 関係機関による食育会議を年3回実施。</p> <p><教育政策室> 担当者と栄養士・栄養教諭との交流は活発ではあるが、各校で交流されたことが十分に活かされていない(広まっていない)。</p> | <p><地域保健課> 関係機関で実施している事業等について情報交換をおこなっている。</p> <p>担当者と栄養士・栄養教諭との交流は活発ではあるが、各校で交流されたことが十分に活かされていない(広まっていない)。</p> | <p>1 継続</p> <p>1 継続</p> | <p>今後も食に関する正しい知識や行動の普及は必要。</p> <p>新学習指導要領の改訂により、食育の推進において各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等で適切に指導を行うことと明記された。食育に関する正しい知識をより一層普及する必要がある。</p> |
| ④思春期の健康の確保・増進 | | | | | | | |
| ④-1 | 中学生に対する保健指導 | 教育政策室 | 各校において、保健の授業等を通じ、また、家庭との連携も十分図りながら、性の逸脱行動の問題等について、生徒の実態に応じた指導を進めます。 | 保健の授業において、保健指導を進めている。 | 支援員を活用し「生命の学習」を実施するなど各校生徒に応じた指導を行っている。 | 1 継続 | 性に関わる様々な情報に惑わされず、正しく判断できる生徒の育成を引き続き進める必要がある。 |
| ④-2 | 思春期ヘルスケアの推進 | 教育政策室 | 思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動について、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。 | 薬物乱用防止教室を全校で実施している。また、各校保健だより等で、家庭にも啓発を進めている。 | 外部講師を招聘することで、児童生徒に対して、きめ細やかな指導を行うことができている。 | 1 継続 | 喫煙、飲酒、薬物、性感染症などの予防について、繰り返し指導を行い、啓発する必要があると考える。 |
| ④-3 | 相談の実施 | 関係各課 | 「教育相談室の相談員」による相談や各校における教育相談担当者およびスクールカウンセラーによる相談を行うとともに、関係機関との連携を強化し、適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。 | 教育相談室を週3日開室し、面談・電話対応を行っている。中学校に配置されているスクールカウンセラーが、校区の小学校も含め、相談対応を行っている。 | 一定のニーズに応えることができている。今後さらにネウボランドだいたいと連携していくことで、相談をより適切な機関につないでいく。 | 2 充実 | 昨年度途中からの新規事業である機関との連携を進める必要がある。 |
| ⑤母親・父親等の健康の確保・増進 | | | | | | | |
| ⑤-1 | 40歳未満健康診査 | 地域保健課 | 15歳以上 40歳未満の市民(障害者含む)で健診を受ける機会がない人(定員あり)を対象に、早期からの生活習慣病予防のための健康づくりを支援するため、身体計測や血圧・血液検査、医師の診察、健診結果の説明および指導を行います。 | 受診者数233名 全員に個別結果説明を実施 | 受診した人の健康意識に合わせて保健指導を実施 | 1 継続 | 特定健康診査の対象になる以前からの健康づくり・健康への意識づけが必要 |
| ⑤-2 | 各種検診の実施 | 地域保健課 | 対象年齢の市民に対し、「各種がん検診(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん)」「成人歯科検診」「骨粗しょう症検診」等を実施し、受診率の向上とがんの早期発見・早期治療等に努めます。 | 胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん、成人歯科検診、骨粗しょう症検診を実施 | 受診率が低い | 3 見直し・改善 | 早期発見・早期治療に努めるため検査方法の見直しや、受診率増加のための体制について検討 |
| ⑤-3 | 健康教育・健康相談 | 地域保健課 | 出前講座として生活習慣病予防などをテーマに行うとともに、育児相談会や乳幼児健診などの場を活用し、保護者に対して各種検診案内や予防活動を行います。 | 健康教育・実施回数62回延2103人 健康相談：延314人 | 実施回数を増やし、参加者が増加している | 1 継続 | 健康に関して正確な情報を持ち、正しい生活習慣を身につけるため。 |
| ⑤-4 | 特定健康診査・特定保健指導 | 地域保健課 | 40歳から 74歳までの国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施するとともに、メタボリックシンドローム該当者およびその予備群該当者への保健指導を実施します。 | 特定健診受診率31.2%、特定保健指導率20.7% | 特定健康診査の受診率が伸び悩んでいる。保健指導率は大幅に増加 | 1 継続 | (高齢者の医療の確保に関する法律) |
| 基本目標5 様々な家庭での子育てを支える体制づくり | | | | | | | |
| (1)児童虐待への対応 | | | | | | | |
| ①子どもの人権尊重の意識啓発 | | | | | | | |
| ①-1 | 子どもの人権問題に関する啓発 | 教育政策室 子ども支援課 | 市立小学校の新1年生保護者に「みんななかよし」「こんにちは！」を印刷配布し、子どもの人権尊重意識の啓発や学校園における人権教育を推進します。 「子どもの権利条約」や「大東市子ども基本条例」について市民への普及・啓発に努めます。 | 「大東市子ども基本条例」は市ホームページに掲載されている。「子どもの権利条約」等の人権教育は市研修において取り上げる。 | すべての教育活動において「子どもの権利条約」の理念の重要性を伝えている。研修等でさらに取り上げる機会があればよい。 | 1 継続 | 子どもの人権尊重意識の啓発や学校園における人権教育の推進は、すべての教育活動の基盤となるため。 |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-----------------------------|------------------------------|--------|--|---|--|----------|---|
| ①-2 | 教職員、市職員等 に対する研修の充実 | 関係各課 | 児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、児童の買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取組みの推進に努めます。 | 校長会、主任・教頭会等にて随時依頼している。各種研修においても毎年開催している。 | 具体的事例から考える機会の設定や、最新の情報を提供する等、人権意識の醸成を図っている。 | 1 継続 | 定期的に研修会を開催し、常に意識を高めておく必要があるため。 |
| ②子どもの虐待防止対策の推進 | | | | | | | |
| ②-1 | 児童虐待防止事業 | 子ども支援課 | 市民対象に予防や早期発見を促すため、啓発講座の開催やリーフレットによる周知に努めます。 通報受理後、関係機関とのネットワーク支援体制を組み早期対応を図ります。 | 11月の虐待防止月間には、市民向け啓発講座及び街頭キャンペーンを実施し、児童虐待防止に関する啓発活動に努めている。 通告受理後の対応については、要対協において情報共有を行い、対応を行っている。 | 現在も実施しており、引き続き啓発活動を始めた周知活動を実施する。 | 1 継続 | |
| ②-2 | 関係機関等による虐待発見の徹底 | 関係各課 | 保育所、幼稚園、学校、子ども発達支援センター、医療機関等施設や関係機関、乳幼児健診時などの発見を徹底し、虐待の早期発見や未然防止を図ります。 乳幼児健診未受診者に対して、全数訪問等を行います。連絡がつかなかった場合は、関係機関と連携し、所在の確認を行います。 | <地域保健課> 乳幼児健診の問診に虐待に関する項目を含み、保護者から丁寧な聞き取りを実施、助言し、予防に努めている。必要時、関係機関とも連携している。 健診未受診未把握者0 | 健診未受診者のうち未把握者は全数把握できている。 | 1 継続 | 乳幼児健診での保護者の訴えや児の身体についても見逃すことなく丁寧に関わることや、乳幼児健康診査の未受診児を把握することで、子ども虐待予防及び早期発見・早期対応の一助となる |
| | | | | <教育政策室> 公立幼稚園、小中学校とこまめに連絡を取り、情報共有して連携している。 | 虐待の早期発見、早期対応が行えている。保護者の相談ニーズの掘り起こしもさらに進める。 | 1 継続 | 教職員の理解周知が進んでいる。 |
| ②-3 | 家庭支援推進事業(再掲) | 保育課 | | | | | |
| ②-4 | 家庭児童相談事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ②-5 | 育児相談等事業(再掲) | 保育課 | | | | | |
| ②-6 | はろーべび訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ②-7 | 面接・訪問 | 子ども支援課 | 虐待家庭について、虐待行為の防止、軽減を図るための面接、家庭訪問を行います。 | 虐待通告受理後はもちろん、その後の継続した支援として、面接・家庭訪問を実施している。 | 児相との役割分担が明確になりつつあり、市町村の役割が増加している。今後も引き続き市町村としての役割を担いながら、虐待の未然防止、軽減を図るため支援の充実を図る。 | 1 継続 | |
| ②-8 | 研修の強化 | 関係各課 | 大東市児童虐待防止連絡会議において、児童虐待に関する発見・対応に関する研修を実施し、対応のスキルの向上に努めます。 | | | | |
| ②-9 | 子ども自身の生きる力を育むプログラムの普及 | 子ども支援課 | 子どもたちが、いじめ、痴漢、虐待など、様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムを学ぶ CAP 研修を実施します。 | 補助金の活用ができなくなり、現在子ども室としては実施しておらず、公立幼稚園独自で実施している。 | | 4 完了 | 既に子ども室としては実施していないため |
| ②-10 | 養育支援訪問事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ②-11 | 就学児童エンパワメント育成事業 | 子ども支援課 | 地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、就学児童の体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。 | 現在6年目に入り、利用している子どもたちには定着してきており、子どもたちの様子にも変化が感じられる。 | 事業実施の時期はワーカーが身動きが取れなくなり、ケース対応が困難なため、委託も視野に入れ事業の見直し改善が必要。 | 3 見直し・改善 | |
| (2)障害のある子どもやその家庭への支援 | | | | | | | |
| ①障害のある子どもや家庭に対する支援 | | | | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|-------|----------------------|--------------------|--|---|--|-------|---|
| ①-1-1 | 保育所巡回相談、学校巡回相談 | 保育課 子ども発達支援センター | 保育所等訪問支援事業や学校巡回相談を通じて、集団保育への支援や、障害児保育の実施などに対する専門職の派遣、学校への巡回相談を行います。 | 発達相談員、理学療法士等による巡回相談、訪問支援事業を実施。 | 訪問支援は待機ケースが減り概ね申し込みから1、2か月で支援を開始している。障害児を含むクラス集団への支援については今後の課題である。 | 1 継続 | 保護者や施設のニーズに対応できており継続とする。 |
| ①-1-2 | | | 保護者のニーズの把握や施設への周知を行い、関係機関の連携を支援します。 | | | | |
| ①-2 | 乳幼児健康診査・すこやか健康診査 | 地域保健課 | 乳幼児健診やすこやか健診において支援の必要性を見極め、各機関と連携の上、速やかに療育につながるよう支援を行います。 | すこやか健診内訳 医師204名、発達相談429名 | すこやか健診において医師は横ばい、発達相談は増加。少子化だがニーズは大きい。 | 1 継続 | より個別性の高い相談に対応しており継続が必要 |
| ①-3 | 親子教室 | 地域保健課 | 乳幼児健診等で発達支援が必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように支援します。 | 対象者数193名 参加者数152名 | 参加者数の減少(対象者数の減少) | 1 継続 | 親子の信頼関係を確立し、子どもの成長・発達を促すために継続が必要 |
| ①-4-1 | 療育・訓練・相談事業 | 保育課 | 障害のある子どもとその家族の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて訪問または通所による療育支援につなげます。 | サービス利用相談の依頼から計画の開始まで概ね1か月以内に実施し、サービス利用につないでいる。 | 重症心身障害児、医療的ケア児に対応できる事業所の充実が望まれる。 | 1 継続 | 今後も継続した相談対応や療育支援が必要なため。 |
| ①-4-2 | | | 事業所の指定を受け、保健医療、福祉、教育等の関連機関と緊密な連携を図りつつ利用者の障害の特性その他の事情に応じ適正かつ効果的な支援に努めます。 | | | | |
| ①-5 | 子ども発達支援センター・幼児発達支援事業 | 保育課 | 就学前の障害のある乳幼児に対して、年齢・発達に応じて療育や訓練を行い、発達を促します。また、保護者の療育指導もあわせて行います。 学齢障害児に対し、集団的な遊びや生活を提供して、放課後支援を行います。 発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、保護者および関係者の相談に応じて助言を行います。 | 保育職による通園療育、専門職による訓練、相談を実施。親子療育、保護者学習会などによる保護者支援を実施。 | 概ね待機児童なくサービスを提供できている。 | 1 継続 | 専門療育ニーズには一定対応できているものとして継続とする。 |
| ①-6 | 子ども発達支援センター施設整備事業 | 保育課 | 障害のある子どもとその家族が安心して通える施設を移転し、児童発達支援の充実を図ります。 | 平成28年度完了 | | 4 完了 | |
| ①-7 | 巡回発達相談 | 教育政策室 | 発達に配慮を要する幼児・児童・生徒および保護者や教職員に対し、発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、助言等を行います。 | 各校からの依頼により、計画的に実施、助言を行っている。 | 依頼数の増加に伴い、より計画的な実施が必要である。 | 1 継続 | より計画的に実施し、学校支援としての巡回発達相談を継続する。 |
| ①-8-1 | 私立幼稚園との連携 | 教育政策室 | 円滑な就学が図られるよう、関係機関との連携を密にする中で就学相談を実施していきます。 | 地域保健課と連携し、保護者教室等の周知を行い、就学相談を実施している。 | 保護者教室への参加を保護者だけでなく、私立幼稚園の教員にも促し、市の支援教育への理解を深めてもらう。 | 1 継続 | 保護者が適切な学びの場を選択できるよう、関係機関との連携をより一層深め、情報の提供等就学相談を充実させる。 |
| ①-8-2 | | | 現状の支援サービスを継続するとともに、相談窓口の周知に努めます。 | | | | |
| ①-9 | 在宅福祉サービスの充実 | 障害福祉課 | 障害児支援利用計画の策定の実施により、障害のある児童の在宅福祉サービスの充実を図ります。 | 在宅福祉サービスとしては、「居宅介護」「短期入所」などのサービスを提供している。 | 相談支援事業所が不足する傾向にある。 | 1 継続 | 課題解決に取り組みながらサービスの充実が求められるため。 |
| ①-10 | 関係各課の相互連携 | 関係各課 | 障害のある子どもの成長に応じて療育が途切れることなく提供されるよう、関係機関および関係各課の連携を強化します。 | 子ども室、地域保健課と連携し、引継ぎ等情報の共有を行っている。 | 関係各課での情報共有について保護者の理解および同意を得る。 | 1 継続 | 引継ぎ後の連携について(指導支援が効果的に行われているか等)、共有できる連絡会等を検討する。 |
| ①-11 | 障害児福祉手当の支給(再掲) | 障害福祉課 | | | | | |
| ①-12 | 大阪府重度障害者介護手当(再掲) | 障害福祉課 | | | | | |
| ①-13 | 特別児童扶養手当の支給(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|------------------------|---------------------------|--------|--|---|---|-------|--|
| ①-14 | 公営住宅の確保 | 建築営繕課 | 障害のある子どもを持つ世帯の住宅を確保するため、市営住宅の福祉向け住宅の募集を行います。 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間で一定の障害のある子どもを持つ世帯に対し、裁量世帯として収入基準の緩和を行います。 | | | | |
| ②特別支援教育の推進 | | | | | | | |
| ②-1 | 就学相談・支援の充実 | 教育政策室 | 関係機関との連携を強化し、障害の状況、発達段階、教育ニーズに応じた適切な教育・支援が受けられるよう相談体制の充実に努めます。 | 保護者教室や学校相談日の実施等で相談体制の充実を図っている。 | 保護者教室や学校相談日について、周知方法の検討が必要。 | 1 継続 | 関係機関との連携を強化し、周知方法も含め、より一層の相談体制の充実に努める。 |
| ②-2 | 特別支援教育の充実 | 教育政策室 | 障害のある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。 | 各校、支援を必要とする児童生徒の「個別の指導計画」を作成、共有、活用している。 | 児童生徒の状況を適切に把握し、「個別の指導計画」に反映させる。 | 1 継続 | 「個別の指導計画」について、より効果的に活用していく。 |
| ②-3 | 特別支援教育に関する教職員研修の実施 | 教育政策室 | 障害の状況や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばし、生きる力を育めるよう、特別支援教育に関する研修を実施します。 | 研修、学習会を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図っている。 | 支援学級担任の研修、学習会への積極的な参加が見られ、指導支援につながっている。 | 1 継続 | 研修、学習会への参加者だけでなく、学校全体の支援教育の充実を図る。 |
| ②-4 | 障害についての理解・認識の啓発 | 教育政策室 | 多様化する障害や心の健康について、学校等の保護者会活動や講演会等を通じて啓発を図ります。 | 教育委員会だよりや各校の学校だより、PTA講演会を通して、啓発活動を行っている。 | 教育委員会だよりや学校だよりの内容の充実を図る。 | 1 継続 | 教育委員会だよりや学校だよりの内容の充実とともに、講演会等の啓発活動も検討する。 |
| ②-5 | 自立に向けての総合的な教育の推進 | 教育政策室 | 各学校において、将来の進路を展望したキャリア教育の推進に努めます。 | 各学校において、適切にキャリア教育が推進できるよう、教員の研修、学習会において参考となる内容を取り入れている。 | 教員のキャリア教育に関する研修の関心は高い。 | 1 継続 | 教員研修の内容をより充実させ、各学校のキャリア教育に活かせるようにする。 |
| ②-6 | 学校施設・設備の改修 | 学校管理課 | 施設・設備の改修は、必要に応じ、実施することに努めます。 | 学校からの修理依頼に対し改修、補修を行っている。 | 年間1000件以上依頼が有り、すべてに対応するのは困難 | 1 継続 | 今後も施設・設備の老朽化が進むので必要に応じ実施していく。 |
| (3)ひとり親家庭への自立支援 | | | | | | | |
| ①ひとり親家庭に対する支援 | | | | | | | |
| ①-1 | 地域就労支援事業 | 産業労働課 | 地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・母子家庭の母・障害のある人等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。 | 地域就労支援センターにて、随時相談を行っている。 | 相談ニーズには一定対応できると考える。 | 1 継続 | 相談者数や世間の動向に注視しながら、検討していく。 |
| ①-2 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-3 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-4 | 児童扶養手当の支給(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-5 | ひとり親家庭医療費助成(再掲) | 福祉政策課 | | | | | |
| ①-6 | 府母子父子寡婦福祉資金貸付制度(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-7 | 助産施設 | 子ども支援課 | 妊産婦が保健上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所を支援します(所得制限があります)。 | 実績(人数) H27:5 H28:6 H29:5 H30:4 | 事業・制度のPRIに努めるとともに、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ①-8 | 母子生活支援施設 | 子ども支援課 | 母子家庭で、母が自立できるまで母子が生活できるように、母子生活支援施設への入所を支援します。 | 実績(世帯数) H27:24 H28:26 H29:36 H30:20 | 事業・制度のPRIに努めるとともに、申請に基づき適正に事務を執行する。 | 1 継続 | |
| ①-9 | 子育て短期支援事業(ショートステイ)(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |

大東市 子ども・子育て支援事業計画 事業一覧

| 番号 | 主要な取組 | 担当課 | 現行計画記載内容 | 実施状況 | 現状と課題 | 今後の方向 | ←左記を選んだ理由 |
|----------------------------------|----------------------------------|--------|----------|------|-------|-------|-----------|
| ①-10 | 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| (4)子どもの将来のための支援(子どもの貧困対策) | | | | | | | |
| ①子どもの貧困対策 | | | | | | | |
| ①-1 | 地域就労支援事業(再掲) | 産業労働課 | | | | | |
| ①-2 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-3 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 等支給事業(再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-4 | 児童扶養手当の支給 (再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-5 | ひとり親家庭医療費助成(再掲) | 福祉政策課 | | | | | |
| ①-6 | 就学援助事業(再掲) | 学校管理課 | | | | | |
| ①-7 | 大東市奨学貸付業務(再掲) | 学校管理課 | | | | | |
| ①-8 | 府母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (再掲) | 子ども支援課 | | | | | |
| ①-9 | 公営住宅の確保(再掲) | 建築営繕課 | | | | | |